

(22) 消防関係事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調書 総括表

(22) 消防関係事業

消防専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	警防拠点整備事務事業	○	○	○	○	○	B	
2	警防体制運用事務事業 (車両直近選別システム)	○	○	○	○	○	B	
3	警防調査事務事業 (中高層建物実態調査)	○	○	○	○	○	B	
4	火災警備強化事務事業	○	○	○	○	○	B	
5	各種災害出動報告事務事業	○	○	○	○	○	B	
6	消防水利整備事務事業 (消火栓)	○	○	○	○	○	B	
7	地域住民も使用する消防機材整備事業	×	×	×	○	○	A	
8	防火水槽等建設補助金事業	×	×	×	×	○	C	
9	風水害警戒警備事務事業	○	○	○	○	○	B	
10	広域消防応援対策事務事業	○	○	○	○	○	B	
11	救急隊員の安全管理事務事業	○	○	○	○	○	B	
12	救急、救助報告統計事務事業	○	○	○	○	○	B	
13	救助業務事務事業	○	○	○	○	○	B	
14	応急手当普及啓発活動事務事業	○	○	○	○	○	B	
15	緊急通報の受理事務事業	○	○	○	○	○	B	
16	出動指令事務事業	○	○	○	○	○	B	
17	消防無線設備運用事務事業	○	○	○	○	○	B	
18	消防団組織管理事務事業 (消防団の定員・年齢について)	○	○	○	○	○	B	
19	消防団員の教育訓練研修事務事業	○	○	○	○	○	B	
20	消防団福祉共済事務事業	○	×	×	○	○	B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	費用弁償等支給事務事業 (費用弁償額)	○	○	○	○	○	B	
22	消防団庶務運営事務事業	○	○	○	○	○	B	
23	被服等貸与事務事業	○	○	○	○	○	B	
24	車両・機械器具・装備整備事務事業	○	○	○	○	○	A	
25	報酬支給事務事業 (年報酬支給額)	○	○	○	○	○	B	
26	消防団運営交付金事務事業 (交付金の対象経費)	○	×	×	×	○	B	
27	消防協力会事業	×	×	×	×	○	C	
28	消防団に関する委託事務事業	○	○	○	○	○	B	
29	火災予防条例規制事務事業	○	○	○	○	○	B	
30	自主防火組織事務 (婦人防火クラブ)	○	○	×	○	○	B	
31	煙火の消費許可に関する事務処理要綱	○	○	○	○	○	B	
32	消防同意事務	○	○	○	○	○	B	
33	り災証明発行事務	○	○	○	○	○	B	
34	施設維持管理事務	○	○	○	○	○	B	
35	寝具類賃貸借事務	○	○	○	○	○	B	
36	消防職員被服貸与事務	○	○	○	○	○	B	
37	消防自動車管理事務	○	○	○	○	○	B	
38	その他の庶務事務	○	○	○	○	○	B	
39	消防吏員採用試験事務	○	○	○	○	○	B	
40	大型免許取得奨励事務	○	×	○	○	○	B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には○印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に△印を表示。

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(22) 消防関係事業

消防専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
41	職員研修・学校派遣教育	○	○	○	○	○	B	
42	昇任・選考・機関員登用試験	○	○	○	○	○	B	
43	表彰事務（消防職員・一般消防協力者）	○	○	○	○	○	B	
44	勤務制度	○	○	○	○	○	B	
45	施設・車両整備事業	○	○	○	○	○	B	
46	消防出初式	○	○	○	○	○	B	
47	消防組織	○	○	○	○	○	B	
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には○印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：一元化、C：廃止）

(注3) 経過欄には調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に△印を表示。

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 警防拠点整備事務事業	市街地を中心に地域消防拠点体制として、3消防署を基軸に消防車5分体制、救急車6分体制でカバーすることを基本として消防、救急需要に対する警防拠点となる、消防分遣隊を整備している。	始良郡西部消防組合の消防拠点1箇所消防隊1隊、救急隊を配置	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
2 警防体制運用事務事業 (車両直近選別システム)	消防車の出動体制について、迅速な災害対応を行うため、出動車両の直近選別システムを運用している。 車両動態位置管理システムを導入し消防車両の端末への出動指令システムの運用している。	始良郡西部消防組合で実施している。 直近選別システム該当なし 車両動態システムあり 分遣所への指令システムあり	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(緊急通報出動)	在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報センターから移報信号で受理する端末を通信指令システムに組み込み緊急時に素早く発信地に消防車、救急車を出動させるシステムを運用している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(通常警備)	火災出動体制 第1から第3出動及び特命出動の4種類 建物火災1件の出動台数 密集地6台、市街地等5台 消防車1台の最低人員4名	始良郡西部消防組合で実施している。 火災出動体制は第1から第3出動の3種類で出動車両1台の最低人員2名 吉田分遣所は、指揮車1、タンク車1、救急車1が配置されている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(非常警備)	風水害等災害による大規模災害時の警備体制は、通常時署長の指揮により警備活動を実施、非常時には次長指揮の発動を行い全局的な運用を行っている。 また市災害対策本部の1対策部として消防警備事務を行っている。 消防法以外の市長事務の執行としては、気象予警報の受理及び住民への伝達業務並びに避難勧告事務を行っている。	始良郡西部消防組合で実施している。 通常時は本署長が指揮を行う。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
消防業務は日置地区消防組合で実施しており、松元町には消防拠点がない。	消防業務は日置地区消防組合で実施しており、郡山町には消防拠点がない。	松元町、郡山町に警防拠点が無い。	松元町、郡山町の区域をそれぞれ担当する消防救急の拠点については、合併後、早期に新設する。
日置地区消防組合で実施している。 伊集院町の本署が対応し指令台運用システムにより消防車を運用している。	松元町に同じ。	指令システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防本部通信指令システムには、在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報を受理する端末は組み込まれていない。	松元町に同じ。	緊急通報システムの構築状況が異なる。(鹿児島市のみ。)	
日置地区消防組合で実施している。 本町は、伊集院町の本署が所轄している。 出勤区分～普通出勤と特命出勤 建物火災1件の出勤台数3台 1台最低人員2名	松元町に同じ。	警備体制の運用形態が異なる。	
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	非常警備体制が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(消防指揮業務)	消防活動の指揮運用は、署毎の運用で署長指揮を基本とし指揮業務を所掌する隔日勤務の警防係を置き業務を行っている。 当直指揮体制～警防係長 部隊指揮システム～署長指揮(大隊長) 警防係長指揮～中隊長(司令) 分遣隊長指揮～小隊長(司令補) 分隊長～分隊(士長) 消防団～署の指揮下	始良郡西部消防組合の体制 当直指揮体制～当直隊長 分遣所指揮～分遣所長 分隊長指揮～士長	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(消防安全管理)	安全管理業務について事前の対策、活動中の励行マニュアル、基準及び検証等のシステムを運用している。 事前対策～研修、安全委員会における訓練施設等のチェック 活動対策～安全管理者の指定 事後対策～安全委員会による事後検証 安全管理者～士長以上の階級 2隊以上の活動の安全管理～司令補以上の階級の者 分隊活動の安全管理者～士長以上の安全管理者を指名	始良郡西部消防組合で実施している。 事前対策～安全管理教育の実施及び安全責任者等における訓練施設等のチェックを行う。 活動対策～安全責任者等を指定する。 訓練時～安全主任者等を配置する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
3 警防調査事務事業 (中高層建物実態調査)	4階以上の建物のはしご車の進入及び伸梯状況を調査し把握する。 平成14年度現在～5,825棟	始良郡西部消防組合で調査を実施する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(重点特殊建築物実態調査)	人命危険、建物構造・階層・消防活動の難易等の調査を行い、総合的に判断して指定し、警備計画を作成する。 184箇所指定(H14.9現在)	始良郡西部消防組合で調査を実施する。 吉田町には該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(消防危険地域実態調査)	人命危険、延焼要素及び消火要素の難易等を総合的に判断して必要と認められる地域を指定し、警備計画を作成している。 平成14年度 9箇所	始良郡西部消防組合で調査を実施する。 吉田町には該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施している。 災害活動は、現場最高指揮者の指揮命令による。 現場指揮所設置後は、消防長又は消防署長が行う。 消防団も署の指揮下に入り上記指揮者のもとに活動をお願いする。	松元町に同じ。	現場指揮体制が異なる。	
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	安全管理の方法、体制が異なる。	
日置地区消防組合で調査を実施する。 4階以上9棟 (4F~7棟、5F~2棟)	日置地区消防組合で調査を実施する。 4階以上4棟	調査内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で調査を実施する。 人命危険、延焼拡大、表示対象物等重要建築物警備計画を作成している。 人命危険性で2箇所が該当している。	同左 4箇所指定	調査内容が異なる。	
日置地区消防組合で調査を実施する。 該当なし	松元町に同じ。	調査内容が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
(進入困難地域実態調査)	消防車(タンク車)の進入困難な地域を「消防車進入困難地域」に基準に基づき指定し警防対策を取っている。 平成14年度 指定箇所数 12	始良郡西部消防組合で実施するが指定についての規程はない。 地理、道路については、署長が管轄区域内の状況を把握するため、所属職員に警防調査を実施させている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(トンネル実態調査)	全長300m以上のトンネルの実態を調査し把握している。 全長1km以上のトンネル(JRを除く)については、警備計画を作成している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(危険物施設等実態調査)	油槽所等については、実態を把握し警備計画を作成している。 当該施設については、年1回以上、防災訓練を実施している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(プール充水状況調査)	夏季を除くプールの実態を調査するとともに、充水状況を調査し実態を把握している。 小学校87、中学校32、高校15 合計 166 59,523 t 取水方法は吸管投入方法で投入場所は確保している。	該当なし。 (小学校～5、中学校～2)	鹿児島市に同じ。 小学校2、中学校1(年間を通じて充水している。)
4 火災警備強化事務事業	火災が発生したならば被害の拡大が予想される気象条件の時、警備強化指令を発令し出動等に支障のないように必要な措置を行い出動体制を強化し火災対応を行っている。 ※平均風速7m以上のときもしくは最少湿度40%以下かつ平均風速5m以上のとき	始良郡西部消防組合で実施する。 気象状況が火災予防上危険であると認めるときは消防長が警備強化を指令する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施する。 消防車進入不能ヶ所 4ヶ所	日置地区消防組合で実施する。 消防車進入不能ヶ所 6ヶ所	消防車進入困難地域の指定基準が異なる。	
該当なし。	該当なし。	調査基準の策定状況が異なる。(鹿児島市のみ。)	
該当なし。	該当なし	調査実施及び調査に基づく警備計画作成が異なる。	
該当なし。 中学校～1 小学校～4	該当なし。	調査実施が異なる。	
該当なし。	該当なし	基準の策定状況及び内容が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(再燃火災防止指導)	火災現場において消防隊引揚後の警戒等の協力を文書を交付し依頼している。(文書様式あり)	始良郡西部消防組合で実施する。規程はないが、関係者に設示書を交付している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(自動火災報知設備鳴動出動)	自動火災報知設備鳴動に伴う、出動基準を定めている。 平成13年度 251件出動	該当なし 平成13年中 自動火災報知設備鳴動出動 4件	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
5 各種災害出動報告事務事業	災害等に出動した分隊は、消防情報支援システムに活動状況報告を入力し帳票を出力、署長に報告する。 消防情報支援システムにて災害事案は管理する。 報告書種別 1 火災活動報告書 2 救助活動報告書 3 警戒その他活動報告書 4 風水害活動報告書	始良郡西部消防組合の事務である。 報告書種別 1 火災出動報告書 2 救助出動報告書 3 風水害等活動報告書 4 ガスもれ等調査報告書	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
6 消防水利整備事務事業 (消火栓)	消火栓の設置維持管理に要する負担金を水道企業会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓5502基 規格～地下ネジ式 負担金～67,348千円	消火栓の設置維持に要する負担金を簡易水道会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓～151箇所 規格～マチノ式 負担金～1,800千円	消火栓の維持管理に要する負担金を桜島町水道会計へ支出している。 消火栓～132基 規 格～地下マチノ式 負担金～1,584,000円 (132基×1,000円×12月)
(消火栓等実態調査)	消火栓等消防水利の調査及び整備の要綱を定めている。 新設消火栓設置については、水道局と連携し実態調査を実施している。	新設消火栓設置については、住民の要望等を勘案し水道課と協議の上設置する。	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施する。 再燃火災防止のため関係者に説示書を交付している。	松元町に同じ。	事務手続きが異なる。	
日置地区消防組合が消防車1台を調査出向させる。 (緊急走行はしない。) 平成13年度 1件	松元町に同じ。	出動基準が異なる。	
日置地区消防組合で行う事務 災害出動した消防隊は各区分により報告書を作成し速やかに署長を経て消防長に提出する。 1 火災出動報告書及び火災防ぎょ報告書 2 救助出動報告書 3 風水害出動報告書 4 その他の出動報告書	松元町に同じ。	報告書の種別及び作成要領が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
消火栓の設置維持管理に要する費用は、一般会計繰出金により支出し水道事業として消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓220基 規格～地下マチノ式 繰出金～13年度実績なし	消火栓～194基 私設消火栓～5基 規格～地下マチノ式 負担金～なし	消火栓設置に係る予算の形態及び消火栓の規格が異なる。	負担金等については、合併時に鹿児島市の制度に統合し、消火栓の設置、維持等の事務は必要な調整をする。ただし、借地については、当分の間、現行どおりとする。
日置地区消防組合が計画的に水利調査を行い、異状の場合は町へ連絡する。 消火栓を新設した場合は、町から署へ連絡し、新設消火栓の設置については、水道係と消防組合が連携し実施している。	松元町に同じ。	調査要綱の有無、内容と消火栓設置の手順が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(開発行為等の指導)	1 開発行為における防火対象物の予定戸数が10戸以上で当該開発区域の防火対象物を一定の距離で包含できるように消火栓の設置を指導する。 開発区域内の消火栓10個に1個の割合で防火水槽等の設置を指導する。	該当なし	該当なし。
(防火水槽整備)	地震対策における防火水槽の確保として100t又は60tの耐震性の防火水槽を設置している。 100t 22基 60t 51基 40t以下 454基	地震対策における耐震性の防火水槽の確保として、40t、及び50tの耐震性防火水槽を設置している。	火災発生時の消火体制として、40t防火水槽を85基設置しており、14年度は3基設置を予定している。 水は町営の水道を引き込んでいる。
(防火水槽用地借地契約)	公設防火水槽で私有地等の敷地に設置しているものは、すべて無償賃借としている。 借地15箇所	公設防火水槽で私有地等の敷地に設置しているものは、すべて無償賃借としている。 私有地16基	公設防火水槽のうち私有地等に設置しているものについては、1㎡当たり年額540円支払う。 私有地9件 131.99㎡ 71,250円
7 地域住民も使用する消防機材整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
8 防火水槽等建設補助金事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	町で指導しているが、要綱等はなし	指導基準及び要綱等の設置状況が異なる。	
地震対策における耐震性の防火水槽の確保として、40tの耐震性防火水槽を設置している。 40t ～ 68基 (耐震性以外を含む) 40t未満 2基 (平成14年4月1日現在)	地域要望の箇所に毎年3基設置 開発指導等で35基の私設がある。	水槽の設置方針が異なる。	
私有地に設置された防火水槽～14基 借り上げ料 年5,000円(h15.4.1現在)	私有地23基、公有地30基 私有地は無償借用	私有地に設置された防火水槽の借地契約状況、賃借料が異なる。	
地域住民も火災の初期消火用に使用できる消火資機材を整備するもの。	松元町に同じ。	事業の実施状況が異なる。(松元町、郡山町のみ。)	現行どおりとするが、事業の拡張はしない。
該当なし。	地域で設置した防火水槽の補修を行う場合に補助金を交付する。	郡山町だけ実施している。	合併時に廃止する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 風水害警戒警備事務事業	鹿児島市地域防災計画に基づき、がけ、宅地造成、河川等の風水害等警戒区域を指定し同警備計画を作成している。 同警備計画に基づき警戒を実施している。 風水害危険地域194箇所 急傾斜地等1445箇所	吉田町地域防災計画に基づき、水害、崖崩れ、土石流、山地崩壊、による危険地域を指定している。 同警備計画に基づき警戒を実施している。	桜島町地域防災計画に基づき、地すべり、山崩れの危険が予想される箇所を毎年雨期前に点検調査を行う。
(風水害等被害調査)	風水害等調査要領を定め、風水害等の被害調査を実施している。	吉田町地域防災計画に基づき風水害等の被害調査を行っている。	台風通過後の調査については、道路は建設課、農業関係は経済課を中心に調査を実施している。
(大雨警戒警備)	警報発令の段階から大雨警戒の警備を強化し対応している。 夜間、休日等の警報発令時に管理部門に人員を配置する。 署における警戒体制は雨量観測等のデータを基に河川等警戒を実施する。 避難勧告の基準を定め早めの避難広報体制を確立している。	警報レベルで河川等の警戒を実施する。	該当なし。
(避難勧告)	災対法に基づく市長事務である災害時の避難勧告等の事務について、消防事務として処理している。 1 地域防災計画における消防対策部の業務として位置付け 2 防災行政無線の子局消防局に設置 3 独自の避難勧告基準を定め早めの避難広報体制を確保。	該当なし	桜島町においては、災対法に基づき、災害時における、住民への避難勧告、避難指示等の基準要領を定め、危険区域の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図っている。
(防災情報運用)	市長部局と消防局と災害時における情報の一元化を図るため防災情報システムを構築し、災害事案及び被害情報等の管理や市民へ情報の提供を行っている。	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
10 広域消防応援対策事務事業	大規模災害時における広域消防応援体制を確立している。 1 県消防相互応援協定 2 隣接市町村との消防相互応援協定 3 大規模災害応援出動及び受援計画 4 緊急消防援助隊出動計画	大規模災害時における広域消防応援体制を確立している。 消防関係協定 1 県消防相互応援協定 2 始良町との消防相互応援協定	県消防相互応援協定

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町地域防災計画に基づき、地すべり・山崩れ機関地域等を指定している。 地すべり・山崩れ危険地域23箇所 山地災害危険地区 62箇所 山地災害危険地 38箇所</p>	<p>急傾斜地17箇所 地すべり2箇所 土石流99箇所 山地災害26箇所</p>	<p>区域指定及び警戒の基準が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>
<p>地域防災計画に基づき、風水害等の被害調査を実施している。</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>調査体制、要領が異なる。</p>	
<p>警報発令段階から警備を強化し対応している。 人的警戒体制～夜間休日等の警報発令時に警備員が受領後、総務課長、建設課長に伝達総務課長が町長・助役職員に伝達する。 独自の避難勧告基準を定め、早めの避難広報体制を確保している。</p>	<p>集中豪雨等により災害が予想されるときは、監視警戒を行い、情報収集する。 住民に対しては、広報等を行うとともに関係機関と連携して避難の指示、勧告及び誘導、危険区域の設定等を行う。</p>	<p>警戒、警備体制が異なる。</p>	
<p>1 地域防災計画で避難対策は消防団事務と位置付けている。 2 防災行政無線の親局を役場、地区遠隔装置を地区公民館長宅(12ヶ所)に設置している。 3 独自の避難勧告基準を定め、早めの避難広報体制を確保している。</p>	<p>1 防災計画で位置付けている。 2 親局は役場 農協に遠隔装置1基 3 松元町に同じ。</p>	<p>避難勧告の基準、事務処理体制が異なる。</p>	
<p>松元町地域防災計画に基づく各災害対策部と連携を取り、被害の情報管理、被害情報伝達システムにより町民へ情報の提供を行っている。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>システムの構築状況が異なる。(鹿児島市のみ。)</p>	
<p>1 鹿児島県消防相互応援協定 2 隣接市町村消防相互応援協定</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>協定種目が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市が引き継ぐ。</p>

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
11 救急隊員の安全管理事務事業	救急隊に耐刃防護衣を配布している。	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(消毒資機材及び消毒室整備)	必要な消毒資機材(エチレン・オキシド滅菌器等)の整備と消毒室の整備を行っている。 消毒室 4 救急拠点で整備済	始良郡西部消防組合で行っている。 必要な消毒資機材(エチレン・オキシド滅菌器等)の整備を行っている。 消毒室なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(感染性廃棄物の処理)	救急隊員の感染防止と安全管理のため、法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に一括して委託している。	委託での処理はおこなっていない。 各隊で処理	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
12 救急、救助報告統計事務事業	毎年の救急業務実施状況調べは、消防支援情報システムを活用して作成している。	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(救急活動報告)	救急業務を実施した都度、消防支援情報システムに活動状況を入力し、どこの部署についても本部で即座に状況を把握できる。 報告書の種類は、救急活動報告、救命処置録、蘇生指標	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(救助業務実施状況調)	毎年の救助業務実施状況調べは、消防支援情報システムを活用して作成している。	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
13 救助業務事務事業	救助業務を執行するため署に特別救助隊を配置している。 救助拠点 中央救助工作分隊 中央署 西 救助工作分隊 西 署 南 救助工作分隊 南 署	特別救助隊なし。 始良郡西部消防組合の中央署(加治木町)に救助工作車を配置し、必要なときは中央署から出動する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし	耐刃防護衣などの装備が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	消毒室の整備状況が異なる。	
日置地区消防組合が行っており、産業廃棄物業者と年度契約により処理している。	松元町に同じ。	処理方法が異なる。	
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。	システムの構築状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。		
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。		
日置地区消防組合の本署（伊集院町）に救助工作車を配置し、必要な場合に出動する。	松元町に同じ。	吉田町、松元町、郡山町には救助工作車の配置がなく、出動要件も異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(安全委員会事務)	訓練中における安全を確保し訓練の円滑な運営を図るため、消防救助技術訓練安全委員会を設置している。	安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(救助技術訓練事務)	消防総合訓練研修センター、南署訓練場及び各隊において救助技術訓練ができるように、訓練用救助資機材を配布している。	一部の訓練についての救助技術訓練施設はある。 必要な資機材配布済	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(救助資機材の整備)	救助業務を遂行するために必要な資機材の整備を図っている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
14 応急手当普及啓発活動事務事業	応急手当指導員、応急手当普及員及び救命講習受講者を消防支援情報システムで管理している。	姶良郡西部消防組合で行っている。 普通救命講習受講者名簿を作成し受講者管理をしている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
15 緊急通報の受理事務事業	消防局で一括受理	姶良郡西部消防本部で一括受理 (携帯電話の場合、ほとんど国分へ接続されている。)	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
16 出動指令事務事業	消防局から一括指令	姶良郡西部消防本部から一括指令	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
17 消防無線設備運用事務事業	消防局及び署基地局から送受信を行う。 回線選択装置 有	姶良郡西部本部及び分遣所から送受信を行う。 姶良郡西部消防本部に手動式の回線選択装置有	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。	松元町に同じ。	委員会の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	訓練施設の整備状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	救助資機材の整備状況が異なる。	
日置地区消防組合で普通救命講習受講者名簿を作成し受講者管理を行っている。	松元町に同じ。	システムの構築状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防本部で一括受理	松元町に同じ。	119番の接続経路が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防本部から一括指令	松元町に同じ。	火災・救急等の指令システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	消防・救急無線の周波数や無線通信システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
18 消防団組織管理事務事業 (消防団の定員・年齢について)	1 定員 890人 2 実員 867人 3 分団数 45分団 4 定年制 導入なし	1 定員 125人 2 実員 124人 3 分団数 6分団 4 定年制 導入なし	1 定員 159人 2 実員 159人 3 分団数 3分団 4 定年制 導入なし
(任期・入退団について)	1 団長、副団長、分団長 ~ 4年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を分団長を通じて団長に提出し許可を得る。 (入団者及び勤続5年以上の退団者は住民票添付)	1 全階級とも任期は設けていない 2 入退団願を分団長を通じて町長に提出し許可を得る(住民票不要)。	1 団長、副団長、分団長 ~ 2年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を団長に提出し許可を受ける。(住民票不要) ※入団後、宣誓書に署名する
19 消防団員の教育訓練研修事務事業	1 放水訓練(毎月1回) 2 水防工法訓練(年1回) 3 消防ポンプ操法訓練 4 山林火災訓練 5 桜島火山爆発総合防災訓練	1 水防工法訓練 2 消防ポンプ操法訓練	1 消防ポンプ操法訓練 2 桜島火山爆発総合防災訓練
20 消防団福祉共済事務事業	「鹿児島市消防団員共済会」 1 会長~消防団長 2 副会長~副団長5名 3 理事~5名分団長代表 4 監事~2名 5 顧問~消防局長 6 事務局~警防課消防団係 7 会費~全団員の年報酬から費用弁償 1回分を会費として徴収 8 事業~退職・成人者への記念品贈呈 入校者への激励金・見舞金・弔慰	該当なし	該当なし。
21 費用弁償等支給事務事業 (費用弁償額)	1 水火災の場合 1回につき 6400円以内 2 警戒の場合 1回につき 6400円以内 3 訓練の場合 1回につき 6400円以内 4 軽微な作業 1回につき 3200円以内	1 水火災の場合 1回につき 5,000円 2 警戒の場合 1回につき 4,500円 3 訓練の場合 1回につき 4,500円	1 水火災の場合 1回につき 5100円 2 警戒の場合 1回につき 4600円 3 訓練の場合 1回につき 4600円以内

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 定員 127人 2 実員 127人 3 分団数 5分団 4 定年制 導入なし	1 定員 112人 2 実員 110人 3 分団数 7分団 4 定年制 導入している	定数ほか全て異なる。	合併時に鹿児島市消防団に統合する。 消防団は1団、消防団長は1名とし、分団、班は現体制のまま引き継ぐ
1 班長以上 ~ 4年 2 団員のみ任期なし 3 入退団願を団長に提出して、許可を受ける。	1 団長、副団長、分団長 ~ 4年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を団長に提出して、許可を受ける。	役職任期の制度が異なる。	
1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練	1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練 3 規律訓練	教育訓練項目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町消防団拋出金会 1 会長~団長 2 書記長~副団長 3 書記、会計は各分団持ち回り 4 理事は各分団長 5 監事は役場の総務課消防交通係 6 会費：各分団 5万円 役場分団4万円 7 事業：分団行事の助成、学校入校者への助成、各種見舞金	「郡山町消防団親睦会」 1 会長-副団長 2 副会長-1名 3 監事-2名・書記会計-1名 4 委員-18名 5 事務局-総務課消防交通係 6 会費一年報酬の11%相当額 7 事務事業 慶弔、研修、及び各種見舞金	会費、事業内容等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1 出場手当 1回につき 5100円 2 訓練手当 1日につき 5100円	1 水火災の場合 1回につき 5100円 2 警戒の場合 1回につき 5100円 3 訓練の場合 1回につき 5100円 4 軽微な作業 1回につき 5100円	費用弁償額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
(費用弁償対象費目)	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 風水害等災害出動、火災出動、救急業務協力、人命救助作業等、その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>2 警戒 火災等警戒、風水害等警戒、広報警戒、その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>3 訓練 研修、基礎訓練、応用訓練、消防操法訓練、その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>4 軽微な作業 (1) 水火災の災害に出動し水防活動又は防ぎよの必要がなかったとき。 (2) 誤報虚報による災害出動のとき。 (3) 水火災の災害現場に現場報告をした後到着したとき。 (4) 出動準備作業に従事したとき。 (5) 消防車両及び機械器具等の修理等に運行したとき。 (6) その他各号に準ずる職務に従事した場合で消防局長が必要と認めるとき。</p>	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 (1) 風水害等災害出動 (2) 火災出動 (3) 救急業務協力 (4) 人命救助作業等 (5) その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>2 警戒 (1) 火災等警戒 (2) 風水害等警戒 (3) 広報警戒 (4) その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>3 訓練 (1) 研修 (2) 基礎訓練 (3) 応用訓練 (4) 消防操法訓練 (5) その他町長が必要と認めるとき。</p>	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 (1) 風水害 (2) 火災出動</p> <p>2 警戒 (1) 火災警戒 (2) 広報</p> <p>3 訓練</p>
(費用弁償支給方法)	<p>分団が提出した出場報告書により費用弁償明細書を作成し、各団員の口座への振込みを金融機関へ依頼するとともに、明細書を各分団長あて送付する。</p> <p>毎月26日に振り込む。ただし、26日が土、日、祝日の場合は前の平日に振り込む。</p>	<p>出動日誌 ⇒ パソコンで集計 ⇒ 下半期出動手当でまとめて支払う ⇒ 各分団長が各団員に手渡し領収印をもらう ⇒ 各分団長が担当へ</p>	<p>前日までに159名分の資金前渡を行う。訓練等を実施した後、班の口座に振り込む。</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
区分していない。	松元町に同じ。	費用弁償の支給対象の職務区分と職務区分が異なる。	
各出動後に行われる点検報告により、人員を確認をし、6ヶ月まとめて各分団の指定する口座へ振り込んでいる。	年2回支払い (12月上旬及び3月下旬) 各分団長からの出場報告及び町の確認に基づき支出。 各分団の通帳に振込み。	支払い方法、時期、相手が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(旅費額)	1 日当(1日につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円 2 宿泊料 (1) 甲地方 ① 副団長以上 13,100円 ② 分団長以下 10,900円 (2) 乙地方 ① 副団長以上 11,800円 ② 分団長以下 9,800円 3 食卓費(1夜につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円	1 日当(1日につき) 2,200円 2 宿泊料(1夜につき) 県外 10,900円 県内 9,800円 ※ ただし、消防学校入校中の宿泊料は1夜につき 5,300円 3 食卓料(1夜につき) 2,200円	1 日当(1日につき) (1) 甲地方 ① 消防団長 1,100円 ② その他の団員 850円 (2) 乙地方 ① 消防団長 2,200円 ② その他の団員 1,700円 2 宿泊料(1夜につき) (1) 県内 ① 消防団長 9,800円 ② その他の団員 800円 (2) 県外 ① 消防団長 10,900円 ② その他の団員 9,000円 3 食卓料(1夜につき) (1) 消防団長 2,200円 (2) その他の団員 1,700円
(旅費支給方法)	旅行命令の事案が生じた場合は、旅行命令簿兼予算執行伺書で旅行命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。 旅行後、旅行復命書で報告する。	旅行命令の事案が生じた場合は、旅行命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。	旅行命令の事案が生じた場合は、起案浄書発送依頼書で命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。
22 消防団庶務運営事務事業	消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 消防団員進退上申書 3 設備資材台帳 4 給貸与品台帳 5 諸伝達 6 運営交付金出納簿	特に規則がないが、次の文書簿冊等は消防団係が管理している。 1 消防団員名簿 2 消防団員進退上申書 3 資機材台帳 4 貸与品台帳	消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 沿革誌、3 日誌 4 設備資材台帳 5 区域内図 6 地理水利要領 7 金銭出納簿 8 年手当受払簿 9 給与品貸与品台帳 10 諸伝達簿、(11) 雑書類 12 消防法規例規綴

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 日当 団員 2,200円 2 宿泊費 (1) 県外 10,900円 (2) 県内 9,800円 3 食卓費 2,200円	松元町に同じ。	日当、宿泊費等の金額が異なる。	
旅行命令の事案が生じた場合は出張命令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。	旅行命令の事案が生じた場合は旅行命令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。 帰着後、出張命令簿にて復命する。	旅行命令簿書式、処理過程が異なる。	
消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 沿革誌、3 日誌 4 設備資材台帳 5 区域内図 6 地理水利要領 7 金銭出納簿 8 年手当受払簿 9 諸令達簿 10 雑書綴 11 消防法規例規綴	消防団員名簿、備品台帳等があり役場で管理している。	文書簿冊の種類及び管理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
23 被服等貸与事務事業	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目, 着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制帽 毀損時取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日) 2 作業帽 6年, 全員配布 (随時) 3 安全帽 毀損取替, 分団配布 (随時) 4 防火帽 毀損取替, 分団配布 (随時) 5 制服 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日) 6 盛夏服 6年, 全員配布 (6月1日～9月30日) 7 冬活動服 6年, 全員配布 (10月1日～翌年5月31日) 8 夏活動服 6年, 全員配布 (5月1日～9月30日) 9 防火衣 毀損取替, 分団配布 (常時) 10 外とう 毀損取替 副団長以上及び各分団4着 (随時) 11 雨衣 6年, 全員配布 (随時) 12 袴タイ 6年, 全員配布 (随時) 13 バンド 6年, 全員配布 (常時) 14 靴 3年, 全員配布 (常時) 15 消防手帳 毀損取替 全員配布 (常時) 16 階級章 毀損取替 全員配布 (常時) 	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目, 着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制帽 毀損取替, 副団長以上 2 制服 毀損取替, 副分団長以上 3 冬作業服 6年, 全員配布 4 夏作業服 6年, 全員配布 5 防火衣 毀損取替, 分団配布 (随時) 6 半長靴 3年, 全員配布 (随時) 7 ヘルメット 毀損取替, 全員配布 8 法被 毀損取替, 全員配布 9 バンド 6年, 全員配布 10 階級章 毀損取替, 全員配布 11 ネクタイ 6年, 全員配布 12 雨衣 6年, 全員配布 	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目, 着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制帽 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日) 2 冬略帽 8年, 全員配布 (10月1日～翌年5月31日) 3 夏略帽 8年, 全員配布 (6月1日～9月30日) 4 甲種衣 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日) 5 乙種衣 毀損取替, 全員配布 (年間) 6 盛夏略衣 8年, 全員配布 (6月1日～9月30日) 7 紺作業服 8年, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日) 8 半長靴 6年, 全員配布 (常時) 9 袴タイ 6年, 全員配布 (常時) 10 胸章 毀損取替, 全員配布 (随時) 11 ヘルメット 毀損取替, 全員配布 (随時)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替, 副団長以上 (随時) 2 安全帽 6年、全員配布 (定めていない) 3 制服 毀損取替, 副団長以上 (随時) 4 盛夏服(長袖) 毀損取替, 全員配布 (5月1日～6月30日) (9月1日～10月31日) 5 冬活動服 10年、全員配布 (11月1日～翌年4月30日) 6 夏活動服(半袖) 10年、全員配布 (7月1日～8月31日まで) 7 雨衣 (定めていない) 8 袷刈 毀損取替, 副団長以上 (随時) 9 バンド 10年、全員配布 (定めていない) 10 半長靴 10年、全員配布 (常時) 11 雨靴 毀損取替, 全員配布 (常時)	消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替, 分団長以上 (出初式のみ) 2 作業帽 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の4月30日) 3 盛夏帽 毀損取替, 全員配布 (5月1日～9月30日) 4 7 ^分 巾帽 毀損取替, 全員配布 (随時) 5 安全帽 毀損取替 (随時) 6 制服 毀損取替, 分団長以上 (出初式のみ) 7 盛夏服 毀損取替 全員配布 (5月1日～9月30日) 8 作業服 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の4月30日) 9 法被 毀損取替 (随時) 10 防寒着 毀損取替, 全員配布 (随時) 11 雨衣 毀損取替 分団に5着程度配布 (随時) 6 防火帽 毀損取替, 一部団員 (随時)	貸与品の品目、着用期間及び貸与期間が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況																								
	鹿児島市	吉田町	桜島町																						
(被服等の貸与品の管理及び配布)	<p>被服等の貸与品は、台帳及びパソコンシステムで管理され、特に貸与期間のある被服等については、交付月日及びサイズを各分団員ごとに入力している。</p> <p>被服等の購入にあつては、更新者分を被服管理システムで該当者リストを出力し、新入団員分、更新者分及びき損時取替えの分を予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼をする。</p> <p>被服等の配布は庶務研修等の機会をとらえ配布を行っている。</p>	<p>被服等の貸与品は、台帳及びパソコンシステムで管理され、特に貸与期間のある被服等については、交付月日及びサイズを各分団員ごとに入力している。</p> <p>被服等の購入にあつては、更新者分及びき損時取替え分を予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼する。</p> <p>被服等の配布は随時、各分団長を通じて行っている。</p>	<p>被服等の貸与品については台帳で管理されている。</p> <p>被服等の購入については、該当者リストを管理し、予算編成時に数量をは握し、購入する。</p>																						
24 車両・機械器具・装備整備事務事業	<p>消防団の車両台数及び積載器具は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 水槽付ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 小型動力ポンプ積載車</td><td>44台</td></tr> <tr><td>3 ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)</td><td>3台</td></tr> <tr><td>5 指令車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>6 携帯用発電機</td><td>57台</td></tr> </table> <p>※ 積載車にはC-1ポンプを積載している</p> <p>・主な積載器具 ホース、筒先、ジェットシュター (ジェットシュターは郊外分団のみ)</p> <p>・主な保有器具 チェンソー、震災対策用器具 (大ハンマー、パール、鋸、ジャッキ)</p>	1 水槽付ポンプ自動車	1台	2 小型動力ポンプ積載車	44台	3 ポンプ自動車	1台	4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)	3台	5 指令車	1台	6 携帯用発電機	57台	<p>消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 水槽付ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 小型動力ポンプ積載車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 ポンプ自動車</td><td>7台</td></tr> </table> <p>・主な積載器具 無線機、ホース、筒先</p>	1 水槽付ポンプ自動車	1台	2 小型動力ポンプ積載車	1台	3 ポンプ自動車	7台	<p>消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 小型動力積載車</td><td>9台</td></tr> <tr><td>2 ポンプ自動車</td><td>3台</td></tr> </table>	1 小型動力積載車	9台	2 ポンプ自動車	3台
1 水槽付ポンプ自動車	1台																								
2 小型動力ポンプ積載車	44台																								
3 ポンプ自動車	1台																								
4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)	3台																								
5 指令車	1台																								
6 携帯用発電機	57台																								
1 水槽付ポンプ自動車	1台																								
2 小型動力ポンプ積載車	1台																								
3 ポンプ自動車	7台																								
1 小型動力積載車	9台																								
2 ポンプ自動車	3台																								
(車両等の更新状況)	<p>消防車両 ～ 15年 小型動力ポンプ～10年 例年、消防車両は2台～4台で小型ポンプは2台～3台更新。</p>	<p>消防車両 ～ 18年から20年 小型ポンプ～更新を行ったことがない。</p>	<p>消防車両 ～ 15年 小型ポンプ～なし 平均2年に1台購入。 平成13年度に1台更新</p>																						

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
備品台帳で管理している。	被服等の貸与品の管理はしていない。 被服等の購入にあつては、新入団員分、き損時取替えの分を予算計上している。 被服等の配布は機会をとらえ分団車庫に配布をしている。	被服等の貸与品の管理及び配布方法が異なる。	
消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。 1 小型動力ポンプ積載車 7台 2 ポンプ自動車 3台 ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、消火器	消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。 1 小型動力ポンプ積載車 4台 2 ポンプ自動車 3台 3 携帯用発電機 7台 ※積載車にはB-3ポンプを積載している ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、ジェットシューター ・主な保有器具 ハンマー、バール	車両種別、積載器具及び保有器具が異なる。	現行どおりとし、常備の警防体制や地域の実情を参考に整備を行う。
車両等の更新は特に定めていない。	消防車両 ～ 15年 小型動力ポンプ～10年 平成13年度に消防車両を1台更新した。	車両等の更新年数が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(ホース保有状況)	各分団のホース保有本数は、25本～35本。 平成13年度の更新本数は30本。	各分団のホース保有本数は、26本～34本。 平成13年度の更新本数は20本。	各班のホース保有本数は、13本位 平成13年度の更新本数は15本。
(携帯用受令機の保有状況)	携帯受令機は団長、副団長と各分団に配布。 (各分団3～5機) 平成14年度の携帯受令機更新数～10機	携帯受令機は各分団に配布している。(各分団2機)	携帯受令機は各班に1台 役場に6台、車載4台
(車両等の管理)	<p>1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。</p> <p>(1)6ヶ月点検 (2)12ヶ月点検 6ヶ月点検は2～3時間で点検が終了するため2名の団員で工場へ出向し、点検を受け分団舎に車両を納庫する。12ヶ月及び車検は団員1名で出向し消防団係と連絡を取り合いながら、団員を分団舎まで送り、点検終了後、車庫に納庫する。</p> <p>(3)車検 契約で業者依頼する。</p> <p>(4)点検記録 各分団の機関担当者が自動車を運行するごとに自動車運行前点検記録表、自動車運転日誌及び自動車運行集計表を作成し、毎月提出している。</p> <p>2 各分団年2回実施する放水訓練時にポンプ性能検査、携帯用発電機及びチェンソーの点検を行っている。</p>	<p>1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。</p> <p>(1) 車検 (2) 各分団月2回の点検の際、点検日誌に記入し、提出している。</p>	<p>1 消防車の維持管理のための点検は下記のとおり。</p> <p>(1)車検 (2)各班年2回実施する消防演習時に消防資機材(ポンプ及び車両を含む。)の点検を行う。</p>
25 報酬支給事務事業 (年報酬支給額)	<p>1 団長 86,300円</p> <p>2 副団長 68,800円</p> <p>3 分団長 62,200円</p> <p>4 副分団長 40,700円</p> <p>5 部長 38,700円</p> <p>6 班長 37,700円</p> <p>7 団員 36,700円</p>	<p>1 団長 144,000円</p> <p>2 副団長 100,000円</p> <p>3 分団長 74,000円</p> <p>4 副分団長 54,000円</p> <p>5 部長 44,000円</p> <p>6 班長 41,000円</p> <p>7 団員 40,000円</p>	<p>1 団長 145,100円</p> <p>2 副団長 100,800円</p> <p>3 分団長 74,600円</p> <p>4 副分団長 54,400円</p> <p>5 部長 44,300円</p> <p>6 班長 41,300円</p> <p>7 団員 40,300円</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
各分団のホース保有本数は、20本～25本 平成13年度の更新本数は40本	各分団のホース保有本数は、25本～35本	保有ホース保有本数が異なる。	
携帯受令機は団長、副団長と各分団に配布している。(各分団2機)	携帯受令機は該当なし。	携帯受令機の保有台数、保有形態が異なる。	
1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。 (1) 車検 点検から分団車庫までの納庫まで町内の自動車取扱店に依頼している (2) 各分団自動車運行前点検を毎月定例日に実施している。 2 各分団年2回実施する春・秋の放水訓練時にポンプ性能検査を実施している。	1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。 (1) 車検 (2) 各分団の機関担当者が自動車を運行するごとに自動車運行前点検記録表、自動車運転日誌を作成する。	点検内容、回数が異なる。	
1 団長 143, 200円 2 副団長 92, 500円 3 分団長 84, 400円 4 副分団長 46, 700円 5 部長 42, 700円 6 班長 41, 200円 7 団員 39, 700円	1 団長 143, 200円 2 副団長 92, 500円 3 分団長 84, 400円 4 副分団長 51, 800円 5 部長 42, 700円 6 団員 39, 700円	報酬額が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(支給日)	年度末(3月)の費用弁償支給日	9月末と3月末の2回で半分ずつ支給	年度末3月中に支給
(支給方法)	各個人口座に振り込む	各分団長が各団員に現金支給	現金支給
(途中退団及び入団年報酬支給額)	<p>1 途中退団者の場合4月を基準とした在籍月数を12で除し、階級ごとの年報酬額を乗ずる。 ただし、退職した日が月の初日であるときは、その属する前日をもって終わるものとする。 また、算定した年報酬に端数が生じたときは小数点以下切り捨てる。</p> <p>2 途中入団者の場合消防団になった日の属する月の翌月から起算して在籍月数を12で除し、階級ごとの年報酬を乗じ、端数が生じた場合は小数点以下切り捨てる。 ただし、入団した日が月の初日であるときは、その属する月を含む。</p>	報酬は、年の中途において新たに団員となったもの又は退職した者には月割計算によって計算する。	鹿児島市に同じ。
(年報酬以外)	<p>1 庶務担当者報酬 3,200円(月額)</p> <p>2 機関整備担当者報酬3,000円(月額)</p>	特になし	<p>1 可搬動力ポンプ機関員 2,100円(月額)</p> <p>2 消防自動車の機関員 3,500円(月額)</p> <p>3 積載自動車の機関員 3,500円(月額)</p>
(支給日)	費用弁償支給日と同日	費用弁償支給日と同日	費用弁償支給日と同日

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	年度末	支給時期が異なる。	
各分団の口座に振り込む。	松元町に同じ。	支給方法、相手が異なる。	
吉田町に同じ。	1 途中退団者の場合日割計算による。 算定した年報酬に端数が生じたときは小数点以下切り捨てる。 2 途中入団者の場合同上	算定方法が異なる。	
1 ポンプ要員 7,400円(年額) 2 機関員 37,700円(年額) 3 ラッパ隊員 16,600円(年額)	1 自動車部長 10,000円(年額) 2 動力部長 7,600円(年額) 3 自動車要員 6,100円(年額) 4 可搬動力要員 4,800円(年額) 5 運転手 34,800円(年額) 6 ラッパ隊長 22,100円(年額) 7 ラッパ副隊長19,600円(年額) 8 ラッパ隊員 16,600円(年額)	支給額及び支給種目が異なる。	
年度末	年度末	支給時期が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
26 消防団運営交付金事務事業 (交付金の対象経費)	1 会議費(会議に使用する資料等の経費 会場借り上げ料等) 2 通信費(団員の招集、事務連絡等の電 話代、郵便料) 3 燃料費(プロパンガス、灯油等の燃料 代) 4 事務費(事務用品類) 5 消耗品費(ゴム印、湯のみ類等) 6 訓練費(訓練、研修に必要な資機材の 購入経費等) 7 対外交流費(分団間の情報交換に要す る経費等)	該当なし。	該当なし。
(運営交付金の手続き)	鹿児島市補助金等交付規則に定めるところにより、交付申請、前払い請求、実績報告書を提出する。	該当なし。	該当なし。
27 消防協力会事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
28 消防団に関する委託事務事業	1 消防団員健康診断 2 消防無線維持点検 3 消防操法大会会場設営	1 該当無し 2 年2回実施 3 該当無し	吉田町に同じ。
29 火災予防条例規制事務事業	消防用設備等の技術上の基準の付加の規定がある。	消防組合には付加の規定がない。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(少量危険物)	消防法、市火災予防条例の他小危移動タンクの取扱いについての規定がある。	始良郡西部消防組合の少量危険物及び指定可燃物の届出事務処理運用基準(H8年1月1日)による。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	消防団員活動費として 1 会議費 2 通信費 3 食料費等	運営交付金の使途目的が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	鹿児島市に同じ。	交付を受ける事務手続きが異なる。	
該当なし。	町内各世帯から会費を徴収し、防火用具の購入や消防団活動の補助を行う。	組織の結成状況が異なる。	合併時に廃止する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	委託項目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
付加の規定がない。	松元町に同じ。	火災予防条例の付加規定制定状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	規定制定状況、規定の内容が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
(査察)	査察規程により、第1種から第5種の5種類に分類し、1年から3年に1回は査察を実施する。 一般対象物について、月2回程度地域を定めて査察を実施している。 査察台帳は支援情報システムに入力している。	始良郡西部消防組合の火災予防査察規程（H9年10.31）1号、2号、危険物施設年1回以上、その他は必要に応じ実施。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
(認可外保育所)	認可外保育所を独自に台帳を作成し、立入検査等を実施している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
30 自主防火組織事務 (婦人防火クラブ)	平成14年度4月1日現在 22クラブ(4,085名)が結成している。	該当なし。	該当なし
(少年消防クラブ)	平成14年度4月1日現在 2クラブ(86名)が結成している。	該当なし。	該当なし
(幼年消防クラブ)	平成14年度4月1日現在 4クラブ(639名)が結成している。	2クラブ(37名)が結成している。	該当なし
(防火協力会)	557防火協力会が加入している。	該当なし。	該当なし。
31 煙火の消費許可に関する事務処理要綱	事務処理要綱～有り 内容～略	始良郡西部消防組合の事務処理要綱による。	県で行っている。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施している。 査察規定により第1種から第3種に分類し、1年から5年に1回の査察を実施している。 一般住宅は実施しないが、火災予防運動期間中に独居老人(65才以上)の防火査察を実施している。	松元町に同じ。	規定の内容、査察台帳及び支援情報システムが異なる。	
該当なし。	該当なし。	規程の制定状況が異なる。	
平成14年4月1日現在 1クラブ(79名)が結成している。	平成14年4月1日現在 2クラブ 20名	組織結成状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	組織の結成状況が異なる。	
平成14年4月1日現在 1クラブ(60名)が結成している。	平成14年4月1日現在 1クラブ(24名)が結成している。	組織の結成状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	制度が異なる。(鹿児島市のみ。)	
日置地区消防組合の事務処理要綱による。	松元町に同じ。	要綱の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
32 消防同意事務	建築同意事務処理規程 中高層建築物指導基準の規定がある。	始良郡西部消防組合で実施	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
	建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用承認に係る消防協議等の事務取扱要綱を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
	不動産取得税等の特例による消防用設備の証明事務処理要綱を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
	社会福祉施設等に係る防火安全対策の推進についてを定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
	予防関係運用基準を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
33 リ災証明発行事務	発行場所～4ヶ所 印鑑～不要 13年リ災証明発行数～367枚 消防関係証明事務取扱要綱を定めている。	発行場所は町内になく始良郡西部消防組合の加治木町の本部だけである。 印鑑～必要 13年リ災証明発行数～4枚 事務処理要綱等は定めていない。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
34 施設維持管理事務	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 49棟 2 有償借地: 3箇所 (借地料年額389,450円) 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績(年額) 電気638,000円 水道593,538円 4 通信費(電話) 13年度実績(年額) 1,840,896円	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 9棟 2 有償借地: 3箇所 借地料: 年額42,250円 3 光熱水費(電気、水道、ガス) 13年度実績(年額) 電気355,200円 水道 16,840円 ガス 21,021円 4 通信費: なし	消防詰所(車庫)の維持管理について 1 消防詰所・車庫: 13棟 2 無償借地: 6箇所 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績(年額) 電気116,428円 水道 49,272円

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。	日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。	規定制定の有無、規定の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	事務処理要綱の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	事務処理要綱の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	指導指針の策定状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	基準の設置状況、基準内容が異なる。	
発行場所は町内になく、日置地区消防組合の消防本部及び分遣所の3ヶ所である。 印鑑～必要 13年り災証明発行数～11枚 事務処理要綱等は定めていない。	松元町に同じ。	発行場所、申請様式、事務取扱要綱の制定状況が異なる。	
消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む) : 8棟 2 有償借地なし 3 光熱水費(電気) 13年度実績(年額) 120,000円 4 通信費 : なし	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む) : 7棟 2 有償借地 : 1箇所 借地料(年額) 45,000円 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績 電気76,216円 水道25,590円 4 通信費 : なし	土地の保有形態が異なる。(分団舎の中にコミュニティ施設が含まれているものがある。)	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
35 寝具類貸借事務	<p>1 消防署・分遣隊等に勤務する隔日勤務者の寝具類の貸借について (1)職員1人に対して下記の寝具を配布している。 掛布団、肌布団、敷布団、毛布、枕をそれぞれ1枚ずつ (2)それぞれにカバーを3枚 (3)それぞれのカバーについて契約期間内に24回以上(2週間に1回)洗濯を行う。</p> <p>2 契約について 指名競争入札により業者を決定している。</p>	<p>一部事務組合の事務 1 職員2人に対して下記の寝具を配布している。 (1) 掛布団、肌布団、敷布団、毛布枕をそれぞれ1枚ずつ (2) それぞれにカバーを1枚 (3) それぞれのカバーについて1週間に1回業者が交換している。 (4) 契約について 随意契約により決定している。</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>
36 消防職員被服貸与事務	<p>男性吏員 冬帽、夏帽、略帽、作業帽、防火帽 冬救急帽、盛夏救急帽、冬活動服 夏活動服、安全帽、外とう、冬服 夏服、雨衣、ワイシャツ、防火衣 冬救急服、盛夏救急服、救急白衣 救助服、ネクタイ、バンド、靴 消防手帳</p> <p>女性吏員 冬帽、夏帽、略帽、作業帽、防火帽 冬救急帽、盛夏救急帽、冬活動服 夏活動服、安全帽、冬服、夏服 雨衣、コート、防火衣、冬救急服 盛夏救急服、救急白衣、救助服 ブラウス、ネクタイ、バンド、靴 消防手帳、バッグ</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、作業帽、冬服、夏服 冬活動服、夏活動服、外とう、雨衣 ワイシャツ、ネクタイ、バンド、靴</p> <p>※救助服は救助隊員のみ ※救急帽、救急服の夏冬及び救急白衣は救急隊員のみ</p>	<p>一部事務組合の事務</p> <p>消防吏員 冬帽、冬救急服、夏帽、盛夏救急服 略帽A型、救急白衣、略帽B型 救助服、防火帽、防寒衣、冬救急帽 夏救急帽、雨衣、ワイシャツ 安全帽、手袋、冬服、夏服、バンド 活動服、防火衣、靴、消防手帳</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、略帽A型、略帽B型 防寒衣、雨衣、ワイシャツ、手袋 冬服、夏服、バンド、活動服、靴</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>一部事務組合の事務 職員2人に対して下記の寝具を配布している。 掛布団, 肌布団, 敷布団, 毛布, 枕をそれぞれ1枚ずつ、かゝりは各人へ配布。 1週間に1回かゝりの取替えをやっている。 ※契約について 入札に基づいて業者を決定している。</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>寝具の種類及び配布の方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>
<p>一部事務組合の事務</p> <p>消防吏員 ※略帽と夏活動服は貸与無し ※冬救急帽と盛夏救急帽は同じものを使用している。</p> <p>※上記のほかは鹿児島市と同様</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、作業服、冬服、夏服 夏活動服、冬活動服、外とう 胸章</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>貸与品の種類と期間が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
37 消防自動車管理事務	<p>1 消防自動車の研究及び改善について。 (1)消防車両の整備に係る総務委員会で車両の改善等を審議 (2)購入車両(新規,更新)の仕様書作成及び改善事項の検討</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について (1)常備の車両の法定点検は指定業者に依頼し、車検は、指定業者の入札で行う。修理は軽微なもの以外は、指定業者に依頼する。 (2)非常備の車両 ①点検及び車検は常備と同じ。 ②車両の点検、整備は毎月9日に消防団の機関担当者が行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務について。 (1)管理車両等の保有状況 常備 緊急車78台、緊急車以外9台 単車27台 非常備 緊急車両50台 小型動力ポンプ台数 常備 20台 非常備48台 (2)陸運支局の講習会を年1回受講する。 (3)自動車整備状況検査の実施 常備は年2回機械担当が実施する。 (4)車両購入の登録、廃車の手続き、陸運等への届出関係は落札業者に依頼する。廃車車両は契約課の所管で入札競売</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について。 消防ポンプ性能検査の実施 常備は各署、各隊で実施する。 非常備は年2回機械担当が実施する。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員へは消防ポンプ等の研修及びポンプ運用、運転技術の指導及び運行訓練 団員へは機関担当者に消防ポンプ等及び消防機械器具の取り扱い指導を行う。</p>	<p>1 消防自動車等の研究及び改善について。 非常備のみ(常備は消防組合で実施) (1)消防車両の更新は18年とする。 (2)購入車両の仕様書作成及び改善事項の検討</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について。 非常備の車両 (1)車検は指定業者に依頼する。仕様書は作成していない。 (2)修理は軽微なもののみ行い、必要に応じて指定業者に依頼する。 (3)車検と毎月2回の点検は各分団で行う。</p> <p>3 消防車両の管理業務について。 (1)車両等の保有状況 緊急車両9台 小型動力消防ポンプ7台 (2)陸運支局の講習は受講していない。 (3)整備状況検査は実施していない (4)車両購入及び廃車手続きは公印使用のため書類作成を行い、届出は落札業者に依頼する。廃車についても業者依頼(仕様書中で契約)</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について。 各分団、月2回の点検を実施している。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について。 年1回火災予防週間中に訓練を行い、技術の向上を図る。</p>	<p>非常備の車両について</p> <p>1 車両の購入について 新規購入は町予算により執行する。</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について 車検整備は年度当初の総務課の契約に基づいて行う。</p> <p>3 消防自動車の保有状況 ポンプ車3台 小型動力ポンプ積載車9台</p> <p>4 消防ポンプの性能に関すること 不都合が起こった場合、総務課消防防災係に連絡し随時修理等を行う。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 団員は県消防学校の機関科研修に年1回2名を派遣している。</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>1 消防自動車の研究及び改善に関すること 常備の車両については、日置地区の消防総合計画に基づき年次計画で改善、更新をおこなっている。</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理に関すること 常 備：日置地区で実施 非常備：毎月団員が点検等を行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務 (1)車両の保有状況 常備車両（日置地区）緊急車14台 緊急外3台 小型動力ポンプ 2台 (B-3) 非常備（町で管理） 緊急車両10台（普通車） 小型動力ポンプ 9台 (B-3型)</p> <p>(2)陸運の講習は年1回受講</p> <p>(3)自動車整備状況検査の実施 常備は月1回各署で実施する。</p> <p>(4)車両の購入及び廃車は、常備は鹿児島市と同様であるが、非常備は町の総務課で入札競売手続きを行う。</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について 常備は毎月の車両点検時に点検を行い、異常があったら業者に修理依頼する。 非常備は年2回各分団で実施する。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員：各署所で実施 団員：各分団で実施、要請をすれば消防組合が指導を行う。</p>	<p>1 消防自動車の研究及び改善について 常備の車両については、日置地区の消防総合計画に基づき年次計画で改善更新をおこなっている。</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について 常 備：日置地区で実施 非常備：毎月団員が点検等を行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務 (1)車両の保有状況 常備車両（日置地区）緊急車 1 4 台 緊急以外 3 台 小型動力ポンプ 2 台 (B-3) 非常備（町で管理） 緊急車両 7 台 (普通車) 小型動力ポンプ 4 台 (B-3型)</p> <p>(2)陸運の講習は年1回受講</p> <p>(3)自動車整備状況検査の実施 常備：月1回各署で実施</p> <p>(4)車両の購入及び廃車は、常備は鹿児島市と同様であるが、非常備は町の総務課で入札競売手続きを行う。</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について 常備は毎月の車両点検時に点検を行い異常があったら修理依頼する。 非常備は定期的に各分団で実施</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員：各署所で実施 団員：各分団で実施、要請をすれば消防組合が指導を行う。</p>	<p>常備と非常備の車両では、整備点検方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
38 その他の庶務事務	1 給与証明、就労証明発行を申請に 対して随時行う。 2 年末調整事務 3 定期参集を年3回実施 4 職員意見発表会を毎年実施 5 全国消防グループ保険事務	1 役場の事務として行っている。 2 役場の事務として行っている。 3 消防組合で年1回以上実施 4 消防組合で実施 5 消防組合で実施	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
39 消防吏員採用試験事務	次年度定年退職職員及び途中退職職員 の欠員補充として採用試験を実施する。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(パンフレット作成・市民の ひろば・新聞社・広報課等への依頼) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査を実施する。 5 合格発表は文書で連絡する。	一部事務組合で行う事務である。 次年度定年退職職員及び途中退職職 員の欠員補充で採用試験を実施する。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(広告、構成町広報 紙等への掲載依頼) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査その他管理 者が必要と認める方法 5 合格発表は文書で連絡する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
40 大型免許取得奨励事務	消防吏員が採用後に大型自動車免許を 取得した場合に、別に定める基準の範囲 内で交付金を支給している (交付金支給基準) 1 年齢30歳以下の者 2 機関員登用試験に合格し、機関員の 資格を有する者又はその見込みがある と認められる者 3 その他経験年数・適格性等を考慮し 所属長が推薦する者	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 給与証明のみ行っている。 2 行っている。 3 消防組合で年4回実施 4 消防組合で実施 5 消防組合で実施	松元町に同じ。	実施している事務内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務である。 定員に欠員を生じた場合に実施する。 1 採用試験委員会は組合にある。 2 試験案内(構成町掲示板に公示) 3 第1次試験 筆記試験・口述試験・身体検査 体力測定を実施する。 4 第2次試験:面接試験 5 合格発表は文書で連絡する。	松元町に同じ。	採用受験内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務 交付金は支給していない 免許取得に行く場合は職免扱いを適用している。	松元町に同じ。	制度の有無、免許取得に行く場合の身分取扱が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
41 職員研修・学校派遣教育	<p>「派遣教育研修」と「内部教育研修」に分けて実施している。</p> <p>1 派遣教育研修</p> <p>(1) 学校教育研修</p> <p>① 消防大学校② 県消防学校</p> <p>③ 救急救命研修所</p> <p>(2) 消防長会等教育研修</p> <p>① 全国消防長会等教育</p> <p>② 全国消防長会九州支部教育</p> <p>③ 県消防長会教育</p> <p>(3) 鹿児島市職員研修所教育</p> <p>(4) その他教育</p> <p>2 内部教育研修</p> <p>(1) 訓練研修センター教育</p> <p>① 基礎教育② 応用教育</p> <p>(2) 主管課教育</p> <p>① 総務課教育② 警防課教育</p> <p>③ 予防課教育</p> <p>(3) 所属教育</p> <p>3 学校派遣詳細</p> <p>(1) 消防大学校(2-3名派遣)</p> <p>幹部研修科・予防科・警防科</p> <p>(2) 県消防学校</p> <p>初任科・初級(中級)幹部科・操法 審査員研修・火災調査課程・救助科 救急標準課程</p> <p>(3) 救急救命九州研修所 (救急救命士の養成)</p> <p>前期1名派遣、後期1名派遣</p>	<p>一部事務組合の事務</p> <p>「派遣教育研修」と「内部教育研修」に分けて実施している。</p> <p>1 派遣教育研修</p> <p>(1) 学校教育研修</p> <p>① 消防大学校教育</p> <p>② 県消防学校教育</p> <p>③ 救急救命研修所教育</p> <p>2 内部教育研修</p> <p>(1) 主管課教育</p> <p>① 総務課教育</p> <p>② 警防課教育</p> <p>③ 予防課教育</p> <p>(2) 所属教育</p> <p>3 学校派遣詳細</p> <p>(1) 消防大学校(2~3名派遣)</p> <p>幹部研修科・危険物管理講習会</p> <p>(2) 県消防学校</p> <p>中級幹部科・火災調査課程 救助科・無線通信課程</p> <p>(3) 救急救命研修所九州研修所 (救急救命士の養成)後期1名派遣</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>(鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
一部事務組合の事務 1 派遣教育研修 (1)学校教育研修 ①消防大学校教育 ②県消防学校教育 ③救急救命研修所教育 (2)消防長会等教育研修 ①全国消防長会等教育 ②全国消防長会九州支部教育 ③県消防長会教育 (3)その他教育は特になし 2 内部教育研修 一般研修のみ行う。 3 学校派遣詳細 (1)消防大学校 毎年1-2名の専科教育及び講習会 (2)県消防学校 初級(中級)幹部科, 操法審査員研修 火災調査課程, 救助科, 救急標準課程 (3)救急救命九州研修所 (救急救命士の養成) 前期・後期それぞれ1名を派遣	松元町に同じ。	内部教育訓練、学校派遣科目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
42 昇任・選考・機関員登用試験	<p>1 昇任試験 (消防士長・消防司令補・消防司令) (1)試験の方法は、競争試験で勤務実績及び勤務年限等を考慮し、筆記、口述及び術科試験を行う。 (3)受験資格 有 (4)受験手続 有 (5)試験委員会により合格者を決定 (6)合格証書 有</p> <p>2 選考試験(消防副士長) (1)受験資格 有 (2)受験手続 有 (3)選考の方法は、面接による口述考査人物考査及び術科 (4)選考委員会 (5)合格証書</p> <p>3 消防車両等の機関員の登用についてその適正な運用を図るため規定の定めるところにより実施している。 (1)受験資格 有 (2)受験手続 有 (3)試験の方法(筆記・道路運転技術)は競争試験、筆記試験(交通法規・消防機械・地理水利)による。 (4)試験委員会により合格者を決定 (5)合格証書 (6)機関員の登用</p>	<p>一部事務組合の事務である。</p> <p>1 昇任試験 (司令・司令補・士長・副士長) (1)昇任の方法は、競争試験又は選考による。 (2)試験の方法は、勤務成績及び勤務年限等を考慮し、筆記試験及び技術試験(士長・副士長)を行う。 (3)受験資格 有 (4)受験手続 有 (5)試験の採点 筆記試験、技術試験 作文(論文)とする。 (6)勤務評定点、その他加算点有り (7)合格者の決定 昇任予定人員を考慮のうえ高点順に決定する。</p> <p>2 機関員登用試験は、該当なし。</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>
43 表彰事務(消防職員・一般消防協力者)	<p>消防職員並びに一般の消防協力援助者に対するの表彰・感謝状等の取扱について定めている。 (表彰審査会の設置) 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査し、表彰の適正を期するため表彰審査会を置いている。 (表彰の方法：賞詞、賞状、永年勤続証書又は感謝状)</p>	<p>一部事務組合の事務 消防職員並びに一般の消防協力援助者に対するの表彰・感謝状等の取扱について定めている。 (表彰審査会の設置) 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査し、表彰の適正を期するため表彰審査会を置いている。 (表彰の方法：表彰状又は感謝状を授与している。)</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>一部事務組合の事務</p> <p>1 昇任試験について (副士長・士長・司令補) 欠員が生じた場合随時実施し、方法は競争試験、内容については、学科面接による口述考査を行う。</p> <p>2 副士長昇任試験は、術科試験を行う 受験資格 有 受験手続 有 組合管理者等と協議のうえ合格者の決定する。</p> <p>3 機関員登用試験は、該当なし。</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>昇任試験の種類及び試験や選考の方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>
<p>一部事務組合の事務</p> <p>表彰規程で定めてある 賞罰審査委員会で決定 表彰の方法(職員・部外者等の表彰)</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>表彰規程内容が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
44 勤務制度	4週6休 勤務時間 隔日勤務者 14時間05分/1当務 日勤者 7時間45分/1日 (4週8休)	始良郡西部消防組合 4週8休 勤務時間 隔日勤務者 15時間30分	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
45 施設・車両整備事業	<p>消防拠点の再編に伴う分遣隊庁舎等の改修及び老朽化している庁舎設備の改修を行い、消防体制の充実強化をしようとするもの。</p> <p>又、経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場における消防力を強化するとともに、通常業務における業務効率の向上を図ろうとするもの。</p> <p>1 14年度事業内容</p> <p>(1)城西分遣隊の改修(シャッター設置外)、改修後城西分団舎として使用</p> <p>(2)城西分団舎の解体</p> <p>(3)甲南分遣隊の救急隊仮眠室及び事務室の増築</p> <p>(4)上町分遣隊の事務室及び待機室の壁塗り替え</p> <p>(5)救助工作車1台(救助し機材含む)</p> <p>(6)小型動力ポンプ積載車3台(消防団)</p> <p>(7)小型動力ポンプ5台</p> <p>2 鹿児島市の消防庁舎</p> <p>(1)1本部(山下分庁舎内) 3署、14分遣隊(受託分含む)</p> <p>3 消防車両保有状況(受託分含む)</p> <p>(1)常備88台(消防ポンプ車23台、はしご車4台、救急車12台、救助工作車3台、指揮車3台、その他43台)</p> <p>(2)非常備50台(消防ポンプ車2台、小型動力ポンプ積載車44台)</p>	<p>常備関係は一部事務組合の事務</p> <p>経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場における消防力を強化するとともに、通常業務における業務効率の向上を図ろうとするもの。</p> <p>1 14年度事業内容 小型ポンプ付積載車1台 (溝辺分遣所分)</p> <p>2 消防車両保有状況</p> <p>(1)常備24台(組合分) 消防ポンプ車7台 救急車7台 救助工作車1台 指揮車1台 小型ポンプ付積載車5台 その他3台</p> <p>(2)非常備(吉田町分) タンク車1台 ポンプ車7台 積載車1台</p>	<p>整備事業なし</p> <p>消防車両保有状況 非常備11台 ポンプ車3台 小型ポンプ付積載車9台</p> <p>常備車両は鹿児島市で実施する。</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合 4週8休 勤務時間 隔日勤務者 16時間00分	松元町に同じ。	隔日勤務者の勤務時間が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
常備関係は一部事務組合の事務 1 14年度事業内容 (1)訓練塔整備(本署・北部) (2)前進基地局増設 (3)庁舎改修 2 消防車両保有状況 (1)常備17台 消防ポンプ車4台 救急車4台 救助工作車1台 指揮車1台 その他7台 (2)非常備10台 消防ポンプ車3台 小型ポンプ積載車7台	常備関係は一部事務組合の事務 1 14年度事業は松元町に同じ。 2 車両保有 (1)非常備7台 (2)消防ポンプ車3台 (3)小型ポンプ積載車4台	整備事業の目的、年次計画の有無が異なる。 車両についても、年次的な車両整備計画の有無及び事業規模が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
46 消防出初式	1 実施日 毎年1月6日 2 場 所 鹿児島市消防総合訓練研修センター (平成14年から) 3 参加車両 署～梯子車, 救助工作車, 救急車約15台 団～小型動力ポンプ積載車等約22台 4 参加人員 消防職・団員約950名 ※消防出初式への消防団の参加については、警備上の関係から45分団を地区別に区分し、概ね隔年毎の輪番参加としている。	1 実施日 毎年1月6日午後 2 場 所 本城小学校グラウンド 3 参加車両 消防車等9台 4 参加人員 消防団員全員	1 実施日 毎年1月8日に実施 2 場 所 桜島町溶岩グラウンド 3 参加車両 小型動力ポンプ積載車等12台 4 参加人員 全団員159人
47 消防組織	消防局の組織 3 署 17本署・分遣隊 職員数 406名 男性吏員401名 女性吏員 2名 事務職員 3名	一部事務組合 始良郡西部消防組合 1 署 1本署4分遣所 職員数 118名(消防長含む) 男性吏員 117名 事務職員 1名 吉田町に分遣所が1箇所ある。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 実施日 毎年1月5日又は6日の午後 2 場 所 松元中学校グラウンド 3 参加車両 署～救助工作車、救急車等 団～消防ポンプ車等10台 4 参加人員 消防団員全員127名	1 実施日 毎年1月5日又は6日 2 場 所 郡山中学校グラウンド 3 参加車両 署～救助工作車、救急車等 団～消防ポンプ車等7台 4 参加人員 消防団員全員	開催日、参加形態が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合 日置地区消防組合 1 署 1本署 2分遣所 職員数 87名(消防長含む) 男性吏員 83名 事務職員 4名	松元町に同じ。	組織形態が異なる。	吉田町の署所は、分遣隊として合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(23) 一部事務組合等の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(23) 一部事務組合等の取扱い

企画専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	消防業務 【消防専門部会】	×				×						C	
2	介護保険業務 【健康福祉専門部会】	×	×			×						C	
3	ごみ処理業務 【環境専門部会】	×				×						C	
4	斎場の管理・運営業務 【環境専門部会】	×				×		×		×		C	
5	し尿処理業務 【環境専門部会】	×				×		×		×		C	
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(23) 一部事務組合等の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 消防業務	該当なし。	始良郡西部消防組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。
2 介護保険業務	該当なし。	該当なし。 (介護認定審査会の審査判定業務を鹿児島市に委託。)	該当なし。 (吉田町に同じ。)
3 ごみ処理業務	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。
4 斎場の管理・運營業務	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。
5 し尿処理業務	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成町 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。

(様式2) その2

(23) 一部事務組合等の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>日置地区消防組合に加入し、実施している。</p> <p>・ 構成市町村 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町</p>	<p>松元町に同じ。</p> <p>・ 構成市町村 松元町に同じ</p>	<p>・ 吉田町は始良郡西部消防組合、松元町及び郡山町は日置地区消防組合に加入している。</p> <p>・ 松元町、郡山町には警防拠点がない。</p>	<p>吉田町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>日置広域連合に加入し、実施している。 (介護保険業務全般)</p> <p>・ 構成市町村 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町</p>	<p>日置広域連合に加入し、実施している。 (松元町に同じ。)</p> <p>・ 構成市町村 松元町に同じ</p>	<p>・ 松元町及び郡山町は日置広域連合に加入している。</p>	<p>松元町及び郡山町は、加入している広域連合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>日置地区塵芥処理組合に加入し、実施している。</p> <p>・ 構成市町村 松元町 郡山町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町</p>	<p>松元町に同じ。</p> <p>・ 構成市町村 松元町に同じ。</p>	<p>吉田町は始良郡西部衛生処理組合、松元町及び郡山町は日置地区塵芥処理組合に加入している。</p>	<p>吉田町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町は始良郡西部衛生処理組合に加入している。</p>	<p>吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係る斎場の管理・運営業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町は始良郡西部衛生処理組合に加入している。</p>	<p>吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。</p>

(24) 地域福祉事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(24) 地域福祉事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	地域福祉センター管理運営事業	x		x	x	x	A	
2	民生委員・児童委員活動促進事業						B	
3	民生委員・児童委員指導事業						B	
4	民生委員児童委員協議会事務局運営事業						B	
5	社会福祉協議会補助事業						B	
6	ボランティアセンター運営費補助事業						B	
7	小災害救助						B	
8	地域振興基金						B	
9	社会福祉功労者表彰式		x				B	
10	戦没者追悼式				x		B	
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 地域福祉センター管理運営事業	該当なし。	(1) 内容 吉田町地域福祉センター (デイ支援センター) ・利用時間 8:30~17:00 ・使用料 有料 ・対象 特に限定していない (2) 管理運営 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会に 委託 (3) 14年度予算 12,714千円	該当なし。

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ	吉田町の地域福祉センターについては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時までに調整するものとする。

(様式2)その1

行政制度等の調整方針(案)

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 民生委員・児童委員活動促進事業	(1) 地区数 44地区	(1) 地区数 1地区	(1) 地区数 1地区
	(2) 委員数(定数) 地域担当委員 776人 主任児童委員 88人 計 864人	(2) 委員数(定数) 地域担当委員 20人 主任児童委員 2人 計 22人	(2) 委員数(定数) 地域担当委員 14人 主任児童委員 2人 計 16人
	(3) 1人あたりの世帯数 300世帯	(3) 1人あたりの世帯数 197世帯	(3) 1人あたりの世帯数 154世帯
	(4) 1人あたりの活動費 地区会長 202,920円 地区副会長 161,000円 一般委員 155,000円	(4) 1人あたりの活動費 地区会長 127,300円 地区副会長 97,300円 一般委員 62,300円	(4) 1人あたりの活動費 地区会長 92,000円 地区副会長 82,000円 一般委員 72,000円
	(5) 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 2,000円	(5) 地区民児協運営費 県の財政支援がある	(5) 地区民児協運営費 県の財政支援がある
-----	-----	-----	
参考 国・県の財政支援	参考 国・県の財政支援	参考 国・県の財政支援	
国からの交付税	県からの交付金	県からの交付金	
ア 活動費 委員1人につき 60,300円	ア 活動費 委員1人につき 62,300円	ア 活動費 委員1人につき 62,300円	
イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 0円	イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円	イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円	
ウ 地区会長活動費 0円	ウ 地区会長活動費 11,920円	ウ 地区会長活動費 11,920円	

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1) 地区数 1地区 (2) 委員数(定数) 地域担当委員 29人 主任児童委員 2人 計 31人 (3) 1人あたりの世帯数 144世帯 (4) 1人あたりの活動費 地区会長 180,000円 地区副会長 120,000円 一般委員 120,000円 (5) 地区民児協運営費 県の財政支援がある	(1) 地区数 1地区 (2) 委員数(定数) 地域担当委員 20人 主任児童委員 2人 計 22人 (3) 1人あたりの世帯数 150世帯 (4) 1人あたりの活動費 地区会長 172,400円 地区副会長 122,400円 一般委員 122,400円 (5) 地区民児協運営費 県の財政支援がある	活動費等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
----- 参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	----- 参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	4町は、県が地区民児協へ交付金を交付。	

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 民生委員・児童委員指導事業	<p>民生委員候補者は地区選考会から市推薦会へ推薦。</p> <p>(1) 民生委員推薦会 委員数 14人 委員報酬(日額) 10,300円 調査報酬(日額) 10,300円 開催回数 年6回</p> <p>(2) 地区選考会 選考会 44地区 謝金(1件につき) 4,000円</p> <p>(3) 研修 現任委員研修 年1回 新任委員研修 年1回</p>	<p>集落公民館長及び民生委員の意見を聴取し、調査内諾を得て、推薦会で候補者の推薦を決定。</p> <p>(1) 民生委員推薦会 7人 5,200円 0円 必要に応じ随時</p> <p>(2) 地区選考会 なし なし</p> <p>(3) 研修 なし なし</p>	<p>地域公民館長へ候補者の推薦を依頼。</p> <p>(1) 民生委員推薦会 7人 5,400円 0円 必要に応じ随時</p> <p>(2) 地区選考会 なし なし</p> <p>(3) 研修 なし なし</p>
4 民生委員児童委員協議会事務局運営事業	<p>(1) 事務局 市民生委員児童委員協議会(44地区の民生委員児童委員協議会で構成)が設置</p> <p>(2) 職員体制 事務局長1人(嘱託)、 職員1人(嘱託)、事務補助1人</p> <p>(3) 補助金 民生委員児童委員協議会事務局運営費 10,724,000円</p>	<p>(1) 事務局 社会福祉協議会</p> <p>(2) 職員体制 職員1人(兼務)</p> <p>(3) 補助金 なし</p>	<p>(1) 事務局 社会福祉協議会</p> <p>(2) 職員体制 職員2人(兼務)</p> <p>(3) 補助金 なし</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
地域公民館長へ選考依頼。 (1) 民生委員推薦会 7人 4,200円 0円 年1回 (2) 地区選考会 なし なし (3) 研修 なし なし	自治公民館ごとに候補者を推薦。 (1) 民生委員推薦会 7人 5,100円 0円 必要に応じ随時 (2) 地区選考会 なし なし (3) 研修 なし なし	候補者の推薦方法が異なる	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
(1) 事務局 松元町 保健福祉課 (2) 職員体制 保健福祉課長兼務 (3) 補助金 なし	(1) 事務局 郡山町 保健福祉課 (2) 職員体制 係長が兼務 (3) 補助金 なし	事務の主体が異なる	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 社会福祉協議会補助事業	<p>(1) 事業所 山下町15-1 かごしま市民福祉プラザ内 鹿児島市社会福祉協議会</p> <p>(2) 設 立 昭和29年12月11日</p> <p>(3) 社会福祉法人化 昭和37年9月15日</p> <p>(4) 組 織 (平成14年6月1日現在) 顧問1人、監事3人、理事16人、 評議員33人、職員51人、嘱託 職員90人、事務補助員30人。 44校区社協、45地区社協</p> <p>(5) 補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・市社協福祉活動普及事業 ・ふれあいのまちづくり事業 ・小口融資貸付事業 ・在宅介護講習会事業</p>	<p>(1) 事業所 吉田町本城1687-2 地域福祉センター内 吉田町社会福祉協議会</p> <p>(2) 設 立 昭和28年10月1日</p> <p>(3) 社会福祉法人化 昭和44年10月23日</p> <p>(4) 組 織 (平成14年10月1日現在) 顧問2人、監事2人、 理事10人、評議員25人、 職員10人、嘱託職員4人、 非常勤職員12人</p> <p>(5) 補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・社会福祉協議会運営費補助 ・心配ごと相談事業</p>	<p>(1) 事業所 桜島町横山1722番地17 老人福祉センター内 桜島町社会福祉協議会</p> <p>(2) 設 立 昭和27年8月16日</p> <p>(3) 社会福祉法人化 昭和48年7月5日</p> <p>(4) 組 織 (平成14年10月1日現在) 理事10名、監事2名、 評議員21名、職員3名</p> <p>(5) 補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・社会福祉協議会運営費補助金 ・地域福祉活動推進事業</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(1) 事業所 松元町上谷口2768-8 松元町老人福祉センター内 松元町社会福祉協議会</p> <p>(2) 設 立 昭和53年7月18日</p> <p>(3) 社会福祉法人化 昭和53年</p> <p>(4) 組 織 (平成14年6月1日現在) 監事2人、理事12人、 評議員30人、職員2人、</p> <p>(5) 補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・町社協福祉活動普及事業 ・社会福祉大会費</p>	<p>(1) 事業所 郡山町郡山176 郡山町老人福祉センター内 郡山町社会福祉協議会</p> <p>(2) 設 立 昭和26年</p> <p>(3) 社会福祉法人化 昭和53年3月3日</p> <p>(4) 組 織 (平成14年10月1日現在) 監事2人、理事12人、 評議員25人、職員3人</p> <p>(5) 補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・町社協福祉活動普及事業 ・地域福祉活動推進事業</p>	<p>補助の対象が異なる</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p> <p>(具体的な事業、組織等については、鹿児島地区社会福祉協議会合併協議会の協議を踏まえ、必要な調整を行う。)</p>

行政制度等の調整方針(案)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 ボランティアセンター運営費補助事業	<p>鹿児島市社会福祉協議会設置</p> <p>(1) 職員体制 所長1名(総務課長併任)、職員1名、コーディネーター2名(嘱託)</p> <p>(2) 活動内容 ・ボランティアの育成、研修、教育 ・ボランティアリーダーの育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア団体や市民への情報提供 ・ボランティア団体の相互交流の場の提供</p> <p>(3) 14年度予算額 21,357千円</p> <p>(4) ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 207団体 14,613人 個人 589人</p>	<p>吉田町社会福祉協議会設置</p> <p>(1) 職員体制 コーディネーター1名(非常勤)</p> <p>(2) 活動内容 サロン事業及びボランティアの育成のため、取りまとめ役及び調整役としての人的確保を行い社会奉仕活動育成の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 14年度予算額 450千円(うち人件費300千円)</p> <p>(4) ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 13団体 213人 個人 7人</p>	<p>桜島町社会福祉協議会設置</p> <p>(1) 職員体制 コーディネーター2名 (非常勤、15年度から1名増)</p> <p>(2) 活動内容 ・ボランティア団体の育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア情報誌の発行</p> <p>(3) 14年度予算額 159千円 (参考 15年度予算額) 576千円</p> <p>(4) ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 6団体 321人 個人 なし</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町社会福祉協議会設置(個人) 松元町教育委員会社会教育課設置(団体)</p> <p>(1) 職員体制 個人 コーディネーター 1名 (事務局長兼務) 団体 コーディネーター 1名(非常勤) 社会教育指導員 1名(兼務)</p> <p>(2) 活動内容 個人 団体 ・ふるさと美化活動 ・ボランティアセンターだより発行 ・駅周辺清掃活動 ・花の苗づくり ほか</p> <p>(3) 14年度予算額 個人 団体</p> <p>(4) ボランティアセンター登録者数 (14.3.31現在) 17団体 492人 個人 144人</p>	<p>郡山町社会福祉協議会設置</p> <p>(1) 職員体制 事務局長 1名(社協事務局長兼任)、 職員 2名(社協事務職員兼任)、 コーディネーター 2名</p> <p>(2) 活動内容 ・ボランティアの育成、研修、教育 ・ボランティアリーダーの育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア団体や市民への情報提供 ・ボランティア団体の相互交流の場の提供</p> <p>(3) 14年度予算額 補助額(コーディネーター人件費) 312千円</p> <p>(4) ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 17団体 325人 個人 48人</p>	<p>実施主体及び事業内容が異なる</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p> <p>(具体的な事業、組織等については、鹿児島地区社会福祉協議会合併協議会の協議を踏まえ、必要な調整を行う。)</p>

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
7 小災害救助	<p>(1) 避難所の設置箇所数 150箇所(地域福祉館や小中学校など)</p> <p>(2) 生活物資の備蓄状況 毛布 2,132枚 タオル 2,248枚 タオル 1,965枚 (平成14年4月1日現在)</p> <p>(3) 要綱等の有無 災害救助法適用外の罹災者に対する応急的な救助について要綱等を設けている。</p> <p>(4) 火災発生時の対応 人家火災の場合、担当者は災害現場に向かい(夜間を含む)罹災者に宿泊先など確認し、宿泊先がない場合福祉館等を紹介する。</p> <p>(5) 小災害に対する見舞金 ア 死亡者の遺族(災害弔慰金) 死亡者が世帯の生計維持者の場合 100,000円 1以外の場合死亡者1人につき 70,000円 イ 傷害者(災害見舞金) 傷害者が世帯の生計維持者の場合 30,000円 1以外の場合死亡者1人につき 20,000円 ウ 全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 災害見舞金 (ア) 1世帯につき14,000円とし、世帯員2人から8,000円を加算する。 (イ) 災害見舞品 ・4月から9月まで世帯員1人につき タオル1枚 ・10月から3月まで世帯員1人につき 毛布1枚 エ 半焼、半壊、床上浸水又は消火水損等により被害を受けた世帯 災害見舞金 (ア) 1世帯につき7,000円とし、世帯員2人から4,000円を加算する。 (イ) 災害見舞品 ・4月から9月まで世帯員1人につき タオル1枚 ・10月から3月まで世帯員1人につき 毛布1枚</p>	<p>(1) 避難所の設置箇所数 20箇所</p> <p>(2) 生活物資の備蓄状況 なし</p> <p>(3) 要綱等の有無 設けている。</p> <p>(4) 火災発生時の対応 各公民館で対応している。(ただし、身内がいらないなどやむを得ない場合のみ)</p> <p>(5) 小災害に対する見舞金 ウ 住宅が全壊または、滅失もしくは全焼した場合 その世帯に 50,000円以内 エ 住宅が半壊または半焼した場合 その世帯に 30,000円以内 カ 自らの資力で仮設住居を設置し、一時的な住居の用に供するもので補助金を必要とするものが対象で、補助金の交付額は、建築費等の2分の1とし、100万円を限度額とする。 キ 災害を受けた場合に解体作業および土砂除去作業にかかる費用の額が50万円以上と査定されるものについて20万円以内の助成をする。</p>	<p>(1) 避難所の設置箇所数 24箇所(公民館や小中学校など)</p> <p>(2) 生活物資の備蓄状況 日赤の分あり (日赤は町が所管)</p> <p>(3) 要綱等の有無 設けている。</p> <p>(4) 火災発生時の対応 職員(保健福祉課)が向かい連絡、物資の支給(日赤)あり。宿泊先がない場合は公民館が対応。</p> <p>(5) 小災害に対する見舞金 ウ 住宅が全壊または、滅失もしくは全焼した場合 その世帯に 50,000円以内 エ 住宅が半壊または半焼した場合 その世帯に 30,000円以内 オ 住宅の一部が著しく損壊又は損焼した場合、工の定める額の範囲内で町長が定める。</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1) 避難所の設置箇所数 13箇所 (2) 生活物資の備蓄状況 なし (3) 要綱等の有無 設けていない。 (4) 火災発生時の対応 特になし (5) 小災害に対する見舞金 火災が発生した場合、一律100,000円を支出 (保健福祉課で予算化)	(1) 避難所の設置箇所数 14箇所 (公民館や小中学校など) (2) 生活物資の備蓄状況 なし (3) 要綱等の有無 設けていない。 (4) 火災発生時の対応 住宅等の世話については、やむを得ない場合は 組織の中で対応する(公民館等)。 (5) 小災害に対する見舞金 該当なし	制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 地域振興基金	<p>(1) 名称 地域振興基金</p> <p>(2) 目的 高齢化社会に対応した施策を実施するための基金</p> <p>(3) 基金高等 ・ 末 1,151,460,000円 ・ 運用益(予算) 3,457,718円 ・ 末(見込) 1,151,460,000円</p> <p>(4) 基金の活用方法 運用益のみ充当</p> <p>(5) 基金の使途事業 福祉ふれあいフェスティバル事業 長才(おせ)まつり開催事業 社会福祉協議会への補助</p>	<p>(1) 名称 地域振興基金</p> <p>(2) 目的 高齢化社会に対応した施策を実施するための基金</p> <p>(3) 基金高等 ・ 末 23,008,720円 ・ 運用益(予算) 18,000円 ・ 末(見込) 23,026,720円</p> <p>(4) 基金の活用方法 運用益は基金に積み立て</p> <p>(5) 基金の使途事業 現在のところ計画なし</p> <p>-----</p> <p>(1) 名称 地域福祉基金</p> <p>(2) 目的 高齢者の保健福祉の増進を図るための資金</p> <p>(3) 基金高等 ・ 末 170,853,294円 ・ 運用益(予算) 68,000円 ・ 末(見込) 170,853,294円</p> <p>(4) 基金の活用方法 運用益のみ充当</p> <p>(5) 基金の使途事業 一般財源化</p>	<p>(1) 名称 地域福祉基金</p> <p>(2) 目的 高齢者の福祉を増進するための基金</p> <p>(3) 基金高等 ・ 末 127,129,404円 ・ 運用益(予算) 181,000円 ・ 末(見込) 109,039,000円</p> <p>(4) 基金の活用方法 積立基金の取り崩し</p> <p>(5) 基金の使途事業 敬老金支給事業 すこやか長寿社会づくり推進事業 地域福祉ネットワークづくり推進事業 地域福祉活動推進事業 はり・きゅう施術事業 寝たきり老人等介護手当事業 生きがい対応型デイサービス</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1) 名称 地域福祉基金 (2) 目的 高齢者の保健福祉の増進を図る (3) 基金高等 ・ 末 167,000,000円 ・ 運用益(予算) 133,600円 ・ 末(見込) 167,000,000円 (4) 基金の活用方法 運用益のみ充当 (5) 基金の使途事業 町内循環バス運行補助金	(1) 名称 地域福祉推進基金 (2) 目的 高齢者保健福祉施策を積極的に推進し、在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化等を図る。 (3) 基金高等 ・ 末 80,950,617円 ・ 運用益(予算) 58,000円 ・ 末(見込) 30,950,617円 (4) 基金の活用方法 運用益のみ充当 (5) 基金の使途事業 在宅ねたきり老人等介護手当助成事業	基金の活用方法等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (各町の基金は、鹿児島市の地域振興基金に積み立てる。)

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
9 社会福祉功労者表彰式	<p>社会福祉功労者表彰要綱で対応</p> <p>(1) 対象者</p> <p>表彰状の贈呈</p> <p>ア 民生委員児童委員</p> <p>イ ホームヘルパー、相談員等の非常勤職員</p> <p>ウ 社会福祉施設の長又は職員(鹿児島市職員及び鹿児島県職員を除く。)</p> <p>エ 社会福祉協議会、社会事業協会その他民間社会福祉団体等の役員又は職員</p> <p>オ 共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体</p> <p>カ ボランティア活動又はボランティア活動への支援を行う個人又は団体(オに該当するものを除く)</p> <p>キ 障害を有する者</p> <p>ク 母子世帯、父子世帯等に属するもの</p> <p>ケ その他社会福祉功労者</p> <p>感謝状の贈呈</p> <p>ア 上記ア～カまでの対象者のいずれかに該当する者</p> <p>イ その他</p>	<p>該当なし。</p>	<p>町民表彰規程の中で対応</p> <p>(1) 対象者</p> <p>・社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町民表彰規則の中で対応 (1) 対象者 ・社会福祉事業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者	町民表彰条例の中で対応 (1) 対象者 ・社会福祉事業及び援護事業の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町が実施しているが、制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 戦没者追悼式	<p>(1)趣旨 昭和12年の日華事変から太平洋戦争における、市出身戦没者(8,270柱)及び一般戦災死没者(3,329柱)の霊を慰め、併せて遺族のこれまでの心労を労うとともに世界平和を祈念する。</p> <p>(2)時期 10月</p> <p>(3)14年度予算 ・参加者記念品 550,000円 ・追悼式会場設営委託料 491,000円 ・アトラクション 500,000円 ・献花 27,300円</p> <p>(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) (財)太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会 20,000円</p> <p>鹿児島戦没者墓地秋季慰霊祭 15,750円 吉野地区戦没者慰霊祭 15,750円 人間の碑慰霊祭 21,000円</p>	<p>(1)趣旨 過去の戦争における吉田町出身戦没者及び一般戦災死没者の霊を慰め、併せて遺族のこれまでの心労を労うとともに世界平和を祈念する。</p> <p>(2)時期 3月</p> <p>(3)14年度予算 ・追悼式食糧費 70,000円 ・追悼式献花 34,000円 ・慰霊塔清掃委託料 60,000円 ・追悼式役務費 7,000円</p> <p>(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 なし</p>	<p>(1)趣旨 桜島町出身戦没者の霊を慰め、平和を祈念する行事</p> <p>(2)時期 11月</p> <p>(3)14年度予算 ・三宝菓子(供物) 15,000円 ・型菓子(供物) 54,000円</p> <p>(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) 第二次世界大戦戦亡者慰霊祭 毎年10月下旬か11月初旬に世界の平和を願って戦亡者の慰霊を行っている。参列者約60名。 (遺族会が実施)</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(1)趣旨 該当なし</p> <p>(2)時期 なし</p> <p>(3)14年度予算 なし</p> <p>(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) 町戦没者合同慰霊祭 松元町遺族会が主催し、毎年3月 に老人福祉センターで実施。参列者 約30名(経費は全て町遺族会負担)</p>	<p>(1)趣旨 戦没者及び遺族に追悼の誠を捧げ、永久 の平和を願って追悼式を実施する。</p> <p>(2)時期 11月</p> <p>(3)14年度予算 祭壇 材料代一式 30,000円 生花 100,800円 式典用型菓子代 51,000円 献酒 6,000円 二段式 67,200円 献花用生花 20,160円 鉢物リース 10,000円</p> <p>(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) 特になし</p>	<p>式典の趣旨等が異なる。</p>	<p>鹿児島市の「戦没者追悼式」は現行どおり実 施する。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で実施し ている事業については、地域性を考慮して実 施する。</p>

(25) 介護保険事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	財政安定化基金借入金(14年度末)	x	x				A	
2	介護認定調査事業						B	
3	認定審査会						B	
4	低所得者利用者負担対策事業(社会福祉法人による減免)						B	
5	保険料減免制度						B	
6	介護給付費準備基金(第1期事業運営期間終了後の残高)						B	
7	徴収体制						B	
8	介護相談員派遣事業		x	x			B	
9	第1号被保険者の保険料(平成15年度)						B	
10	普通徴収に係る納期						B	
11	介護保険事業計画策定事業						B	
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 財政安定化基金借入金(14年度末)	該当なし。	該当なし。	600,000円
2 介護認定調査事業	委託(鹿児島市社会福祉協議会) 認定調査見込件数 24,800件 調査員31名(社協職員22,嘱託9) 調査員ステーション 5ヶ所	直営(非常勤職員) 認定調査見込件数 550件 調査員 2名 (非常勤職員 2名)	直営(町職員等) 認定調査見込件数 400件 調査員 2名 (保健師 1名 臨時職員 1名)
3 認定審査会	認定申請見込件数 24,800件 介護認定審査会(直営) 合議体数 28合議体 審査会委員 132人 審査会委員報酬 合議体長 16,500円 その他 15,000円	認定申請見込件数 550件 介護認定審査会 鹿児島市に委託	認定申請見込件数 400件 介護認定審査会 鹿児島市に委託
4 低所得者利用者負担対策事業(社会福祉法人による減免)	(対象者) 1)老齢福祉年金受給者(市町村民税世帯非課税) 2)在宅者で収入が生活保護基準以下 3)介護老人福祉施設入所者で年間収入額(前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の額をいう。)が42万円以下 (13年度実績) 確認証発行者数 288人 補助対象法人数 13法人 補助額 2,077,870円	(対象者) 鹿児島市と同じ (13年度実績) 確認証発行者数 0人 補助対象法人数 0法人 補助額 0円	(対象者) 鹿児島市と同じ (13年度実績) 確認証発行者数 0人 補助対象法人数 0法人 補助額 0円

(様式2) その2

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
4,772,499円	4,316,001円	借入金の有無及びその額に差がある。	合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。
委託(指定居宅介護支援事業所) 認定調査見込件数 723件 委託先調査員 6名(職員兼務) 委託先 2ヶ所	委託(指定居宅介護支援事業所等) 認定調査見込件数 642件 委託先調査員 4名(職員兼務) 委託先 2ヶ所	認定調査員の身分が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
認定申請見込件数 723件 介護認定審査会 ・日置広域連合で実施 合議体数 18合議体 審査会委員 89人 審査会委員報酬 合議体長 16,500円 その他 15,000円	認定申請見込件数 642件 介護認定審査会 松元町に同じ。 日置広域連合(松元町、郡山町、市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町)	認定審査会の実施方法が異なる。 ・鹿児島市は単独。 ・吉田町及び桜島町は、鹿児島市に委託。 ・松元町及び郡山町は、日置広域連合で実施。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
(対象者) 1)老齢福祉年金受給者(町民税世帯非課税)。生活保護受給者を除く。 2)特に生計困難であると町長が認める者 (13年度実績) 確認証発行者数 4人 補助対象法人数 1法人 補助額 14,058円	(対象者) 1)生活保護受給者を除く住民税非課税世帯のうち、特に生計困難であると認めるもの。 (13年度実績) 確認証発行者数 0人 補助対象法人数 0法人 補助額 0円	対象者が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 保険料減免制度	(低所得者対策) 有(平成15年度から実施) (災害等) 有 [条例で規定;13年度実績 4件]	(低所得者対策) 無 (災害等) 有 [条例で規定;13年度実績 1件]	(低所得者対策) 無 (災害等) 有 [条例で規定;13年度実績なし]
6 介護給付費準備基金(第1期事業運営期間終了後の残高)	あり 490,795,984円	あり 17,071,332円	あり 0円
7 徴収体制	(担当部署) 介護保険課保険料係(全職員5名で対応。臨時職員1名を雇用。) (取り組み) 平成12年10月から介護保険料の納付指導や収納等を行う介護保険指導員(嘱託)を3人配置。[報酬額:7,472,500円(3人分);13年度実績]	(担当部署) 保健福祉課保険料係(全職員1名で対応。) (取り組み) 平成12年10月から介護保険料の納付指導や収納等を行う。	(担当部署) 保健福祉課福祉係(全職員1名で対応。)ただし、臨宅徴収においては、職員2名 (取り組み) ・口座振替勧奨 ・訪問徴収随時
8 介護相談員派遣事業	13年度実績 実施箇所: 36事業所 相談人数: 738人(利用者及び家族)	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(低所得者対策) 有(平成15年8月から実施予定。) (災害等) 有 [条例で規定;13年度実績なし]	(低所得者対策) 有(平成15年8月から実施予定。) (災害等) 有 [条例で規定;13年度実績なし]	低所得者対策について、鹿児島市と松元町及び郡山町の内容が異なり、吉田町及び桜島町では実施していない。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
桜島町に同じ。	桜島町に同じ。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
(担当部署) 介護保険課給付係(全職員4名のうち、2名で対応) (取り組み) 日置広域連合4名で対応するが、広域連合職員全員、場合によっては、構成町職員にも協力をもらう。(日置広域連合で実施。)	(担当部署) 介護保険課給付係(全職員4名のうち、2名で対応) (取り組み) 日置広域連合4名で対応するが、広域連合職員全員、場合によっては、構成町職員にも協力をもらう。(日置広域連合で実施。)	徴収体制が異なる。 ・鹿児島市は、職員及び嘱託職員。 ・4町は、職員のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
13年度実績 実施箇所: 7事業所 相談人数: 234人(利用者) うち松元町33人 (日置広域連合で実施)	13年度実績 実施箇所: 7事業所 相談人数: 234人(利用者) うち郡山町31人 (日置広域連合で実施)	鹿児島市と松元町及び郡山町で実施方法が異なり、吉田町及び桜島町では実施していない。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 第1号被保険者の保険料(平成15年度)	(段階) (保険料年額) 1 22,600円 2 33,900円 3 45,300円 4 56,600円 5 67,900円	21,000円 31,500円 42,000円 52,500円 63,000円	24,400円 36,600円 48,800円 61,000円 73,200円
10 普通徴収に係る納期	1期 6月15日から同月30日 2期 7月15日から同月31日 3期 8月15日から同月31日 4期 9月15日から同月30日 5期 10月15日から同月31日 6期 11月15日から同月30日 7期 12月15日から同月28日 8期 1月15日から同月31日 9期 2月15日から同月末日 10期 3月15日から同月31日	1期 4月1日から同月30日 2期 6月1日から同月30日 3期 8月1日から同月31日 4期 10月1日から同月31日 5期 12月1日から同月25日 6期 2月1日から同月末日	1期 4月1日から同月30日 2期 6月1日から同月30日 3期 8月1日から同月31日 4期 10月1日から同月31日 5期 12月1日から同月31日 6期 2月1日から同月末日
11 介護保険事業計画策定事業	サービスの見込量(15年度) 例(居宅サービス) ・訪問介護(ホームヘルプサービス) 679,319回/年 (施設サービス) ・介護老人福祉施設(特養) 1,242人 ほか	サービスの見込量(15年度) (居宅サービス) ・訪問介護(ホームヘルプサービス) 9,005回/年 (施設サービス) ・介護老人福祉施設(特養) 38人 ほか	サービスの見込量(15年度) (居宅サービス) ・訪問介護(ホームヘルプサービス) 10,262回/年 (施設サービス) ・介護老人福祉施設(特養) 42人 ほか

(様式2) その2

(25) 介護保険事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
23,280円 34,920円 46,560円 58,200円 69,840円	松元町に同じ。	保険料率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の保険料率に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
1期 4月15日から同月30日 2期 6月15日から同月30日 3期 8月15日から同月31日 4期10月15日から同月31日 5期12月10日から同月25日 6期 2月10日から同月末日	松元町に同じ。	期数及び納期が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の期数及び納期に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
サービスの見込量(15年度/日置広域連合全体) (居宅サービス) ・訪問介護(ホームヘルプサービス) 97,010回/年 (施設サービス) ・介護老人福祉施設(特養) 410人 ほか		介護保険事業計画の内容(主にサービス提供量)が異なる。	合併する年度の翌年度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(26) 児童福祉事業の取扱いについて

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	子育て短期支援(ショートステイ)事業					x	x	x				B	
2	児童福祉施設措置費											B	
3	公立保育所運営事業					x	x					B	
4	児童センター運営事業	x	x	x								B	
5	保育料											B	
6	放課後児童健全育成事業											B	
7	放課後児童健全育成(市単)補助事業	x	x	x	x							B	
8	地域子育て支援センター事業					x						B	
9	特別保育事業											B	
10	乳幼児医療費助成事業											B	
11	母子家庭等医療費助成事業											B	
12	保育園児通園バス補助	x	x			x	x					C	
13	すこやか子育て支援金支給事業	x	x			x	x					C	
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
1 子育て短期支援(ショートステイ)事業	<p>児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由によって、家庭での養育が一時的に困難となった場合、及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設において一時的に養育・保護することにより、これらの児童及び母子の福祉の向上を図る。</p> <p>(委託施設) 市内の7施設 乳児院 鹿児島市立乳児院、鹿児島乳児院 児童養護施設 三州原学園、たらちね学園、 愛の聖母園、桜島学園 母子生活支援施設 千草寮</p> <p>(利用期間) 原則 7日間</p> <p>(事業実績) 平成14年度延利用人数 76人 延利用日数 675日</p> <p>(利用者負担金) 1日あたり 2歳未満児 5,500円 2歳以上児 2,850円 緊急一時保護の母親 800円 生活保護世帯等は減免有り。</p>	<p>(目的・対象者) 鹿児島市とほぼ同じ。</p> <p>(委託施設) 児童養護施設 仁風学園 母子生活支援施設 菊花寮</p> <p>(利用期間) 鹿児島市と同じ。</p> <p>(事業実績) 平成10年度に1名、その後利用なし。</p> <p>(利用者負担金) 鹿児島市と同じ。</p>	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 児童福祉施設措置費	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 55カ所 40人定員 2カ所 60人定員 8カ所 70人定員 6カ所 80人定員 7カ所 90人定員 11カ所 100人定員 4カ所 110人定員 9カ所 119人定員 1カ所 120人定員 2カ所 130人定員 3カ所 140人定員 1カ所 150人定員 1カ所 定員合計 4,959人 入所児童数合計(15.4.1)5,447人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 2カ所 60人定員 2カ所 (吉田・むれが岡) 定員合計 120人 入所児童数合計(15.4.1)109人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 1カ所 90人定員 1カ所(桜島) 定員合計 90人 入所児童数合計(15.4.1)58人</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 私立保育所 2カ所 60人定員 2カ所 (松元中央・仁田尾) 定員合計 120人 入所児童数合計(15.4.1)120人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 私立保育所 1カ所 90人定員 1カ所(郡山) 定員合計 90人 入所児童数合計(15.4.1)99人</p>	<p>降灰除去費加算については、鹿児島市及び桜島町のみ。 (15年度から鹿児島市は独自の運営費制度として10人毎の保育単価を設定。)</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
	<p>運営費の加算について 児童用採暖費加算 10～3月まで児童用採暖費として加算 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所に降灰除去に要する経費として加算 入所児童処遇特別加算費の加算 保育所業務の中で比較的高齢者等に適した業務についてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算 施設機能強化推進費の加算 総合防災対策強化事業を対象に加算 保育所事務職員雇上費の加算 事務職員雇上費の加算 主任保育士の専任加算 定員46人以上の保育所で、かつ、特別保育事業等を複数実施する保育所に加算 ～ については希望保育所に加算</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 定員の115%まで</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用なし</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4月1日 定員の115%まで 4月2日～定員の125%まで 年度後半(10月)～ 無制限 (最低基準の範囲内)</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用なし</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4月1日 定員の115%まで 4月2日～定員の125%まで 年度後半(10月)～ 無制限 (最低基準の範囲内)</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用なし</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4～9月 定員の115%まで 10～3月 定員の125%まで</p>		

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町
3 公立保育所運営事業	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を市立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>市立保育所 8カ所 30人定員 1カ所 60人定員 2カ所 90人定員 1カ所 120人定員 2カ所 140人定員 1カ所 150人定員 1カ所 定員合計 770人 入所児童数合計(15.4.1) 691人</p> <p>延長保育料(1時間延長) 月額2,500円 日額150円 生活保護世帯・前年分所得税 及び前年度分市民税非課税 世帯は0円</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>町立保育所 2カ所 30人定員 1カ所(本名) 45人定員 1カ所(宮之浦) 定員合計 75人 入所児童数合計(15.4.1) 66人</p> <p>延長保育未実施 (2カ所を統合して90人定員保育所を建設し特別 保育事業を充実する計画有り。)</p>	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>事業目的 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>町立保育所 1カ所 45人定員 1カ所(花尾) 定員合計 45人 入所児童数合計(15.4.1) 34人</p> <p>延長保育料(1時間延長) 100円/日額 生活保護世帯・前年分所得税 及び前年度分市民税非課税 の母子世帯等は0円</p>	鹿児島市、吉田町及び郡山町のみ。	吉田町及び郡山町の町立保育所については、合併時に鹿児島市の市立保育所として引き継ぐことを基本とし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
4 児童センター運営事業	<p>城南児童センターと三和児童センターの管理を、鹿児島市社会福祉協議会に委託する。</p> <p>(使用料) 児童又は児童を同伴する者、こども会及びこれに類する団体並びに母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体などが、児童の健全な育成を図るために児童センターを使用するときは、使用料は無料とする。</p> <p>それ以外は、下記の使用料を前納しなければならない。 集会室及び遊戯室 1回400円 ただし、1回の使用時間は4時間以内 電灯及び電力を使用する場合は、1時間につき40円を加算する。</p> <p>(開館時間) 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(14年度利用実績) 城南児童センター 5,037人 三和児童センター 4,852人</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																												
松 元 町	郡 山 町																														
該当なし。	<p>郡山児童館わくわくパンダの運営を、社会福祉法人笹桐福祉会に委託する。</p> <p>(使用料) 児童又は児童を同伴する者、こども会及びこれに類する団体並びに母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体などが、児童の健全な育成を図るために児童センターを使用するときは、使用料は無料とする。 それ以外は、下記の使用料を納入しなければならない。</p> <p>1 施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時から 13時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>9時から 17時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会・ボラン ティア室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>放課後児童ク ラブ室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 冷暖房装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書室</td> <td>1時間につき320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 午前 9 時から午後 6 時まで (14年度利用実績) 8,681人</p>		9時から 13時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	集会・ボラン ティア室	520	520	1,050	遊戯室	520	520	1,050	図書室	320	320	640	放課後児童ク ラブ室	320	320	640	調理室	840	840	1,680		料金	図書室	1時間につき320円	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。 委託先、開館時間、使用料が異なる。</p>	<p>郡山町の児童館については、合併時に鹿児島市の児童センターとして引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併する年度の翌年度までに調整するものとする。</p>
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで																												
集会・ボラン ティア室	520	520	1,050																												
遊戯室	520	520	1,050																												
図書室	320	320	640																												
放課後児童ク ラブ室	320	320	640																												
調理室	840	840	1,680																												
	料金																														
図書室	1時間につき320円																														

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況							
	鹿児島市		吉田町		桜島町			
5 保育料	鹿児島市		吉田町		桜島町			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円
市町村民税	5,200円	3,500円	市町村民税	8,000円	5,000円	市町村民税	9,000円	6,000円
非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)
均等割課税世帯	11,300円 (10,300)	8,700円 (7,700)	市町村民税課税世帯	17,000円 (16,000)	14,000円 (13,000)	市町村民税課税世帯	19,500円 (18,500) [25%]	16,500円 (15,500) [25%]
所得割課税世帯	14,500円 (13,500)	12,200円 (11,200)					14,620円 (13,870)	12,370円 (11,620)
所得税区分			所得税区分			所得税区分		
24,000円未満	19,200円	16,900円	64,000円未満	23,000円	3歳児 20,000円 4歳以上 19,000円	64,000円未満	30,000円 [25%]	27,000円 [25%]
24,000円以上 72,000円未満	27,100円	24,600円					22,500円	20,250円
72,000円以上 120,000円未満	35,500円	28,900円	64,000円以上 160,000円未満	31,000円	3歳児 29,000円 4歳以上 27,000円	64,000円以上 160,000円未満	44,500円 [30%]	41,500円 [30%]
							31,150円	29,050円
120,000円以上 168,000円未満	40,800円	29,400円						
168,000円以上 344,000円未満	46,500円	29,900円	160,000円以上 408,000円未満	40,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 33,000円	160,000円以上 408,000円未満	61,000円 [30%]	58,000円 [30%]
							42,700円	40,600円
344,000円以上	51,000円	30,300円	408,000円以上	50,000円	3歳児 38,000円 4歳以上 34,000円	408,000円以上	80,000円 [30%]	77,000円 [30%]
							56,000円	53,900円

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況						課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町			郡 山 町				
松元町			郡山町			各市町間で階層の数、所得税区分の額、保育料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
3歳未満		3歳以上	3歳未満		3歳以上		
生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円		
市町村民税	9,000円	6,000円	市町村民税	9,000円	6,000円		
非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)		
市町村民税 課税世帯	19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)	市町村民税 課税世帯	19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)		
所得税区分			所得税区分				
64,000円 未満	28,500円	25,650円	64,000円 未満	27,000円	24,300円		
64,000円 以上 160,000円 未満	37,820円	35,270円	64,000円 以上 160,000円 未満	36,900円	34,400円		
160,000円 以上 408,000円 未満	45,750円	37,320円	160,000円 以上 408,000円 未満	45,700円	3歳児 38,600円 4歳以上 35,800円		
408,000円 以上	60,000円	37,320円	408,000円 以上	60,000円	3歳児 38,600円 4歳以上 35,800円		

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町
6 放課後児童健全育成事業	1.実施方法 公設民営 39箇所 小学校数61校 児童数32,905人 (うち1~3年生16,050人)	1.実施方法 公設民営 2箇所 民設民営 1箇所 小学校数5校 児童数878人 (うち1~3年生418人)	1.実施方法 公設民営 1箇所 小学校数2校 児童数249人 (うち1~3年生136人)
	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 運営委員会(1箇所) 社会福祉法人(2箇所)に委託	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託
	3.指導員配置基準 児童数10~19人 1人以上 児童数20~30人 2人 児童数31~40人 2人+1人(4・5月) 児童数41~50人 3人 児童数51人~ 3人+1人(4・5月)	3.指導員配置基準 1人以上 3箇所とも2人配置	3.指導員配置基準 児童数10~19人 2人
	4.実施時間 平日 14時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	4.実施時間 平日 13時~17時(1箇所) 13時~17時30分(1箇所) 13時~18時(1箇所) 土曜日 8時~19時30分(1箇所) 9時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所) 夏休み等 8時~19時30分(1箇所) 9時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時
	5.保護者負担金 月額3,500円(市の歳入) 生活保護世帯、母子家庭・父子家庭の市町村 民税非課税世帯など減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額 2,000円徴収	5.保護者負担金 月額5,000~6,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000円(町の歳入) 兄弟利用は減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額 1,000円徴収
	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人) 3,312,228円 (児童数20~30人) 3,589,901円 (児童数31~40人) 3,856,499円 (児童数41~50人) 5,079,902円 (児童数50人~) 5,346,501円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人) 1,200,000円 (児童数20人~) 1,751,000円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人) 2,396,000円

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1.実施方法 公設民営 2箇所 小学校数4校 児童数948人 (うち1~3年生439人)	1.実施方法 民設民営 1箇所 小学校数3校 児童数523人 (うち1~3年生251人)	実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとし、運営方法については合併時までに調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 社会福祉法人に委託	委託先が異なる。	
3.指導員配置基準 2人(1箇所) 3人(1箇所)	3.指導員配置基準 (登録児童35人以上)2人	配置基準が異なる。	
4.実施時間 平日 13時~18時(1箇所) 14時~18時(1箇所) 土曜日 8時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所) 夏休み等 8時~18時(1箇所) 9時~18時(1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	実施時間が異なる。	
5.保護者負担金 月額3,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000~6,000円 おやつ代を含む。	金額が異なる。 減免制度が異なる。 歳入としての取扱が異なる。	
6.委託料 1クラブあたり年額 1,735,000円~2,699,000円 国庫補助基準額を準用	6.委託料 1クラブあたり年額 2,699,000円(上限) 国庫補助基準額を準用	委託料が異なる。	

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿兒島市	吉 田 町	桜 島 町
7 放課後児童健全育成(市単)補助事業	<p>放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を行い、これらの法人等の実施を促進することにより、これらの校区の放課後児童の解消を図る。</p> <p>1. 運営主体 社会福祉法人等 6箇所</p> <p>2. 補助金 1 施設あたり年額 (児童数10~19人) 692,000円 (児童数20~30人) 1,377,000円 (児童数31~40人) 1,508,000円 (児童数41~50人) 2,062,000円 (児童数51人~) 2,193,000円</p> <p>3. 補助対象経費 放課後児童健全育成事業に要する経費のうち指導員人件費、及び施設賠償責任保険料</p> <p>4. 補助率 1/2</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 地域子育て支援センター事業	<p>事業目的 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。</p> <p>事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 特別保育事業等の積極的な実施・普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等 家庭的保育を行う者への支援</p> <p>実施施設 指定施設 2カ所（鴨池・松青）</p> <p>（指定施設は指導者（地域子育て指導者）及び担当者（補助的業務を行う子育て指導者）の2名を配置し、事業内容の～のうち3事業を実施する。鹿児島市は～を実施。）</p>	<p>事業目的 鹿児島市に同じ。</p> <p>事業内容 鹿児島市に同じ</p> <p>実施施設 小規模型指定施設 1カ所（むれが岡）</p> <p>（小規模型指定施設は指導者1名を配置し、事業内容の～のうち2事業を実施する。吉田町は～を実施。）</p>	<p>該当なし。</p>

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 特別保育事業	延長保育促進事業 11時間の開所時間の前後において、さらに概ね、30分、1時間の延長保育を実施するもの。 1時間延長 実施保育所 52カ所	延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 1時間延長 実施保育所 2カ所	延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 自主事業での実施保育所 1カ所
	長時間延長保育促進基盤整備事業 11時間の開所時間の前後において、さらに概ね、2時間以上の延長保育を実施するもの。 2時間延長 実施保育所 7カ所 4時間延長 実施保育所 2カ所	長時間延長保育促進基盤整備事業 実施保育所なし。	長時間延長保育促進基盤整備事業 実施保育所なし。
	保育所地域活動事業 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用する。 実施保育所 58カ所 126事業	保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 2カ所 6事業	保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所 2事業
	一時保育促進事業 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応する。 実施保育所 17カ所	一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 2カ所	一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 自主事業での実施保育所 1カ所

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>1時間延長 実施保育所 2カ所</p>	<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>1時間延長 実施保育所 1カ所</p>	<p>全ての市町で実施。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 延長保育促進事業及び休日保育事業については、自主事業で実施している保育所において国の補助基準を満たす場合は、合併する年度の翌年度から補助事業とする。 一時保育促進事業については、自主事業で実施している保育所において国の補助基準を満たし、1年以上の実績があり、ある程度の利用者が見込める場合は、合併する年度の翌年度から補助事業とする。 乳児保育促進事業については、合併する年度の翌年度に廃止する。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>長時間延長保育促進基盤整備事業</p> <p>実施保育所なし。</p>	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業</p> <p>実施保育所なし。</p>	<p>鹿児島市のみ。</p>	
<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 2カ所 6事業</p>	<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 1カ所 2事業</p>	<p>全ての市町で実施。</p>	
<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 1カ所</p>	<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>自主事業での実施保育所 1カ所</p>	<p>全ての市町で実施しているが、桜島町及び郡山町は、自主事業で実施。</p>	

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
	休日保育事業 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応する。 自主事業での実施保育所 18カ所	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所 *委託料で支出	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	障害児保育環境改善事業 障害児の保育に必要な環境整備を行うことにより、障害児の処遇向上を図る。 実施保育所 2カ所	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	乳児保育促進事業 乳児保育のための保育士を配置し、年度途中入所の需要等に対応する。 実施保育所なし。 鹿児島市では当初(平成12年度国補助制度創設)より実施せず。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	障害児保育事業 障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うことにより、障害児の処遇向上を図る。 対象児童 特別児童扶養手当支給対象児 身障者手帳1級・2級・3級・4級 (一部)の交付児童 療育手帳A1・A2・B1の交付児童 ・ ・ と同程度の障害がある児童 年間延人数 624人(52人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 36人(3人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 48人(4人×12月)

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	鹿児島市及び吉田町で実施しているが、鹿児島市は自主事業で実施。	
障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	鹿児島市のみ。	
乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所	郡山町のみ。	
障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 48人(4人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 12人(1人×12月)	全ての市町で実施。	

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
10 乳幼児医療費助成事業	<p>制度内容 市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保険診療による自己負担額から、高額療養費等を控除した額に、医療機関が受給者からの申請書に証明を付す際に徴収する証明手数料の内、105円/1件までを加算した額を助成する。</p>	<p>制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は100円/1件までを加算した額を助成する。)</p>	<p>制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円/1件までを加算した額を助成する。)</p>
1. 助成対象年齢	<p>医 科.....6歳未満 歯 科.....6歳未満</p>	<p>1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ</p>	<p>1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ</p>
2. 助成額	<p>市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 全額助成 " (1歳以上) 自己負担 - 2千円</p>	<p>2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円</p>	<p>2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 全額助成 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円</p>
3. 証明手数料助成額の上限	<p>105円/1件</p>	<p>3. 証明手数料助成額の上限 100円/1件</p>	<p>3. 証明手数料助成額の上限 50円/1件</p>
4. 給付方法及び申請書提出先	<p>給付方法.....償還払い 申請書提出先.....医療機関の窓口及び市の窓口</p>	<p>4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口</p>	<p>4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口</p>
5. 参考	<p>管内の医療機関数.....約1,100箇所</p>	<p>5. 参考 管内の医療機関数.....6箇所</p>	<p>5. 参考 管内の医療機関数.....3箇所</p>

(様式2)その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円 / 1件までを加算した額を助成する。)	制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円 / 1件までを加算した額を助成する。)		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ	1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ		
2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円	2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円	助成額が異なる。	
3. 証明手数料助成額の上限 50円 / 1件	3. 証明手数料助成額の上限 50円 / 1件	助成上限額が異なる。	
4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	申請書の提出先が異なる。 (鹿児島市のみ医療機関でも申請可)	
5. 参考 管内の医療機関数..... 8 箇所	5. 参考 管内の医療機関数..... 9 箇所		

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
11 母子家庭等医療費助成事業	1. 助成対象者 市内に住所のある母子家庭の母 " 父子家庭の父 上記 に現に扶養されている児童	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。
	2. 助成額 保険診療による自己負担額から 高額療養費等を控除した額に医療 機関が受給者からの申請書に証明 を付する際に徴収する証明手数料 の内、105/1件までを加算した額 を助成する。	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料 は100円/1件までを加算。)	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料 の加算なし。)
	3. 証明手数料助成額の上限 105円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 100円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 0円/1件
	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....医療機関窓口 及び市の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口
	5. 参考 管内の医療機関数約1,100箇所	5. 参考 管内の医療機関数.....6箇所	5. 参考 管内の医療機関数.....3箇所

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料の加算なし。)	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料の加算なし。)		
3. 証明手数料助成額の上限 0円 / 1件	3. 証明手数料助成額の上限 0円 / 1件	助成上限額が異なる。	
4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	申請書の提出先が異なる。 (鹿児島市のみ医療機関でも申請可) 申請書提出先鹿児島市のみ医療機関でも申請可	
5. 参考 管内の医療機関数.....約8箇所	5. 参考 管内の医療機関数.....9箇所		

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
12 保育園児通園バス補助	該当なし。	該当なし。	保育園児が通園に町営バスを利用した場合料金を無料とし、町営バスに助成する。 予算額 2,169千円
13 すこやか子育て支援金支給事業	該当なし。	該当なし。	(目的) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため健やか子育て支援金を支給し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに多くの出生を奨励することを目的とする。 (受給の資格等) 受給資格者は、住民基本台帳法第6条の規定により、第3子以降の子の出生前1年以上町内に居住しており、かつ桜島町の住民基本台帳に記載されている者とする。 (支援金の支払い) 支援金の支払いは、下記に定める額により支給する。 第3子 誕生時 10万円 1歳時 10万円 2歳時 10万円 小学校入学時 20万円 第4子以降 誕生時 10万円 1歳時 10万円 2歳時 20万円 小学校入学時 30万円

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。 ただし、合併の日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。 (合併後も桜島町地域に居住していることが条件となる)